

第7期北島町障がい福祉計画

第3期北島町障がい児福祉計画

～笑顔でささえあい・きたしま～

令和6年3月

徳島県北島町

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画策定の背景と趣旨..... | 1 |
| 2 計画の性格..... | 3 |
| 3 計画の期間..... | 4 |
| 4 計画の対象者と策定体制..... | 5 |
| 5 持続可能な開発目標(SDGs)への取り組み..... | 6 |
| 第2章 北島町における障がい者を取り巻く現状 | 7 |
| 1 人口の状況..... | 7 |
| 2 障がい者の状況..... | 8 |
| 3 障がいのある子どもの状況..... | 14 |
| 4 障がいのある人の就労の状況..... | 16 |
| 5 人的資源の状況..... | 17 |
| 6 アンケート調査の結果..... | 18 |
| 7 本町の課題まとめ..... | 44 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 45 |
| 1 基本理念..... | 45 |
| 2 計画の基本的な視点..... | 45 |
| 第4章 第7期北島町障がい福祉計画 | 47 |
| 1 計画見直しのポイント..... | 47 |
| 2 障害者総合支援法によるサービス体系..... | 47 |
| 3 令和8年度の数値目標(成果目標)..... | 48 |
| 4 自立支援給付事業の利用実績及び見込量..... | 56 |
| 5 地域生活支援事業の利用実績及び見込量..... | 64 |
| 第5章 第3期北島町障がい児福祉計画 | 69 |
| 1 計画見直しのポイント..... | 69 |
| 2 児童福祉法によるサービス体系..... | 69 |
| 3 令和8年度の数値目標(成果目標)..... | 70 |
| 4 障がい児支援サービス等の利用実績及び見込量..... | 72 |

| | |
|----------------------------|----|
| 第6章 計画の推進..... | 74 |
| 1 計画の進捗状況の管理・評価..... | 74 |
| 2 サービスを利用しやすい環境づくり..... | 75 |
| 3 関係機関・団体との連携..... | 76 |
| 資料編..... | 77 |
| 1 北島町障がい者計画等策定委員会設置要綱..... | 77 |
| 2 北島町障がい者計画等策定委員会名簿..... | 79 |
| 3 策定経過..... | 80 |

※「障害」「障がい」の表記については、原則「障がい」で表記しています。
ただし、法令や制度等、団体などの固有名詞については「障害」と表記しています。

第1章

計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨

北島町(以下、「本町」という。)では、平成 19 年3月に「北島町障害者計画」を策定し、これまで、2期にわたって基本理念である“笑顔でささえあい・きたじま”を目指して、障がいのある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくり等の様々な分野における取り組みを進めてきました。

また、令和3年には「北島町障がい福祉計画(第6期)及び北島町障がい児福祉計画(第2期)」を策定し、障がい者の地域での暮らしを支援することを中心に、障がい福祉サービスの充実に努めてきました。

この間、国においては平成 23 年の「障害者基本法」改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」施行、平成 28 年の「障害者差別解消法」施行など障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化し、平成 28 年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成 30 年の「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和6年の「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。また、国の「第5次障害者計画」においては、令和4年5月に公布・施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づいた計画策定が行われました。

このような国の流れに合わせて、本町の障がい者福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らす全ての住民で考え、町民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

このたび、「第6期北島町障がい福祉計画及び第2期北島町障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、本町における障がい福祉サービスの具体的な数値目標を設定し、施策について取り組みを定める「第7期北島町障がい福祉計画及び第3期北島町障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

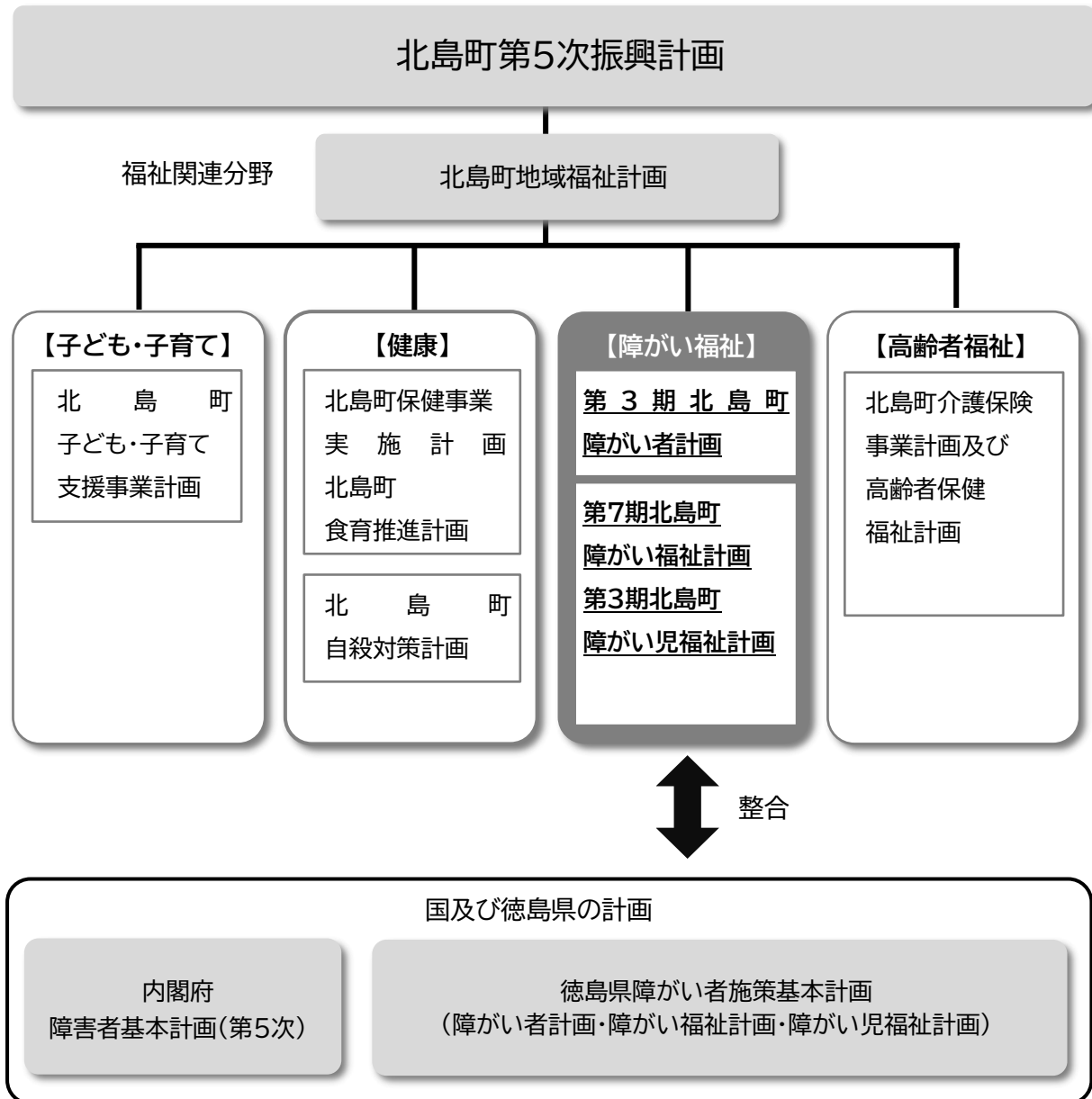
■「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

| 年度 | 事項 | 概要 |
|-------|---------------------------------|---|
| 平成 19 | 障害者権利条約に署名 | ・障がい者に関する初めての国際条約 |
| 平成 21 | 障害者雇用促進法の改正 | ・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 |
| 平成 23 | 障害者基本法の改正 | ・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記 |
| 平成 24 | 障害者虐待防止法の施行 | ・虐待の定義、防止策を明記 |
| 平成 25 | 障害者総合支援法の施行 | ・「障害者自立支援法」の見直し、障がいの範囲への難病追加、制度の谷間の解消 |
| | 障害者優先調達推進法の施行 | ・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進 |
| 平成 26 | 障害者権利条約に批准 | ・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効 |
| 平成 28 | 障害者差別解消法の施行 | ・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化 |
| | 障害者雇用促進法の改正 | ・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化 |
| | 成年後見制度利用促進法の施行 | ・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置 |
| | 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行 | ・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記 |
| 平成 30 | 障害者雇用促進法の改正 | ・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる |
| | 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 | ・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援 |
| 令和元 | 障害者雇用促進法の改正 | ・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金制度の創設 |
| | 読書バリアフリー法の施行 | ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする |
| 令和2 | 障害者雇用促進法の改正 | ・事業主に対する給付金制度の施行、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設 |
| 令和3 | 障害者差別解消法の改正 | ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に） |
| | 医療的ケア児支援法の施行 | ・医療的ケア児が居住地にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記 |
| 令和4 | 障害者総合支援法の改正 | ・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める |
| | 障害者雇用促進法の改正 | ・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える |
| | 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 | ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする） |

2 計画の性格

本計画は、国の「第5次障害者基本計画」、徳島県の「障がい者施策基本計画」との整合性を踏まえ策定しています。

また、「北島町第5次振興計画」を上位計画とし、「北島町地域福祉計画」、「第3期北島町障がい者計画」「北島町子ども・子育て支援事業計画」「北島町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとしします。



■策定の根拠及び計画内容

| | 障がい者計画 | 障がい福祉計画 | 障がい児福祉計画 |
|------|--|------------------------------------|------------------------------------|
| 根拠法 | 障害者基本法 (第 11 条第 3 項) 障害者情報アクセシビリティ・ コミュニケーション施策推進法※ (第 9 条第 1 項) | 障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項) | 児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項) |
| 計画期間 | 中長期 (概ね 5～10 年程度) | 3 年を 1 期とする | 3 年を 1 期とする |
| 内容 | 障がい者施策の基本的方向 について定める計画 | 障がい福祉サービス等の見 込みとその確保策を定める 計画 | 障がい児通所支援等の提供 体制とその確保策を定める 計画 |

※障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第 50 号)
第9条第1項

政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

3 計画の期間

「第3期北島町障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期北島町障がい福祉計画」及び「第3期北島町障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとします。

| | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 | 令和 9年度 | 令和 10年度 | 令和 11年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 障がい者計画 | 第3期計画 | | | | | |
| 障がい 福祉計画 | 第7期計画 | | | 第8期計画 | | |
| 障がい児 福祉計画 | 第3期計画 | | | 第4期計画 | | |

4 計画の対象者と策定体制

(1) 当事者アンケート調査

障がい福祉に関する課題及び当事者のニーズを把握するために、町内在住の障害者手帳所持者 872 人、障害者手帳や児童福祉通所受給証をお持ちのお子様がいるご家庭 57 人を対象とした「アンケート調査」を実施しました。

(2) 事業所アンケート調査

障がい福祉に関わる障がい者団体や事業所の抱える課題や要望、障がいのある人に対するお考えを把握することを目的として実施しました。

(3) 各種会議の実施

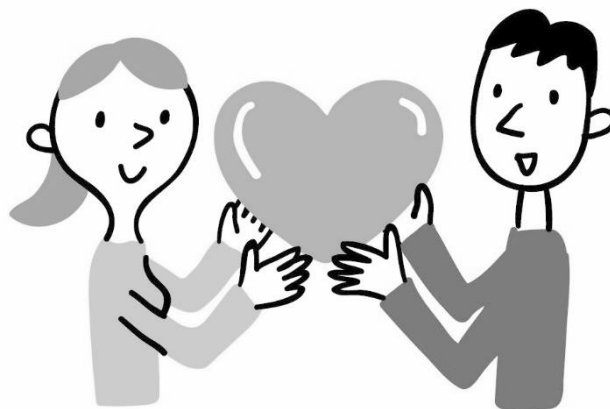
本計画の策定にあたっては、障がい者団体の代表、学識経験者、福祉関係者、保護者代表、関係行政機関職員、保健師で構成される「北島町障がい者計画等策定委員会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、町民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。

令和5年12月13日(水)～令和5年12月27日(水)

意見提出件数:0件(0人)



5 持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs(持続可能な開発目標)」が採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

国ではSDGsの採択を受け、平成28年12月にSDGs推進のための中長期戦略である「SDGs実施指針」(平成28年12月22日SDGs推進本部決定)が策定され、令和元年12月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」をはじめとした8つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい者施策の推進にあたっては、SDGs推進の取り組みとも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取り組みを推進することが求められます。

■SDGsの17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

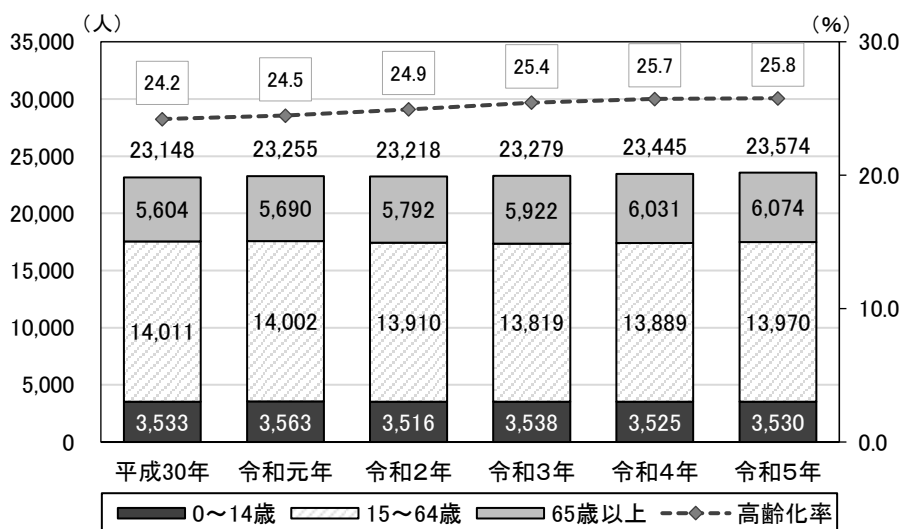
北島町における障がい者を取り巻く現状

1 人口の状況

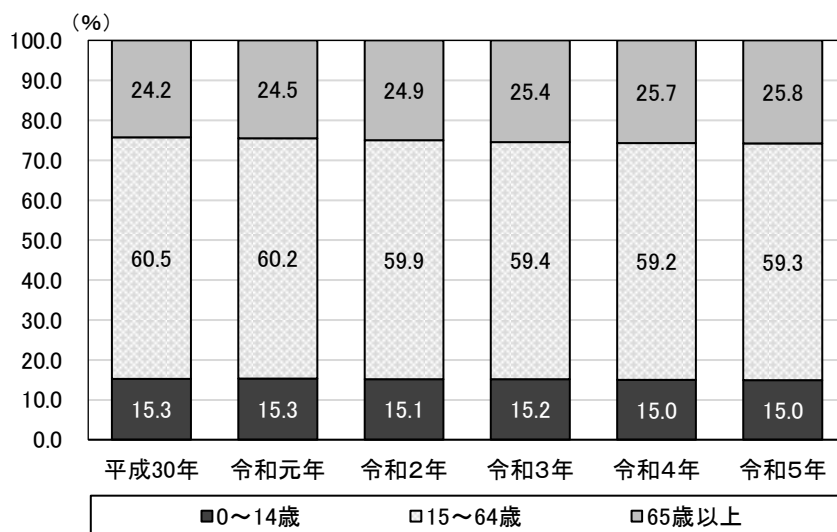
本町の総人口は、令和5年で 23,574 人となっており、平成 30 年からの6年間で 426 人(1.8%)増加しています。

年齢3区分人口比率をみると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は微減しており、一方の高齢者人口(65歳以上)は微増傾向にあり、ゆるやかな高齢化の進行がみられます。

◆年齢3区分別人口の推移



◆年齢3区分別人口比率の推移



資料:北島町(各年1月1日現在)

2 障がい者の状況

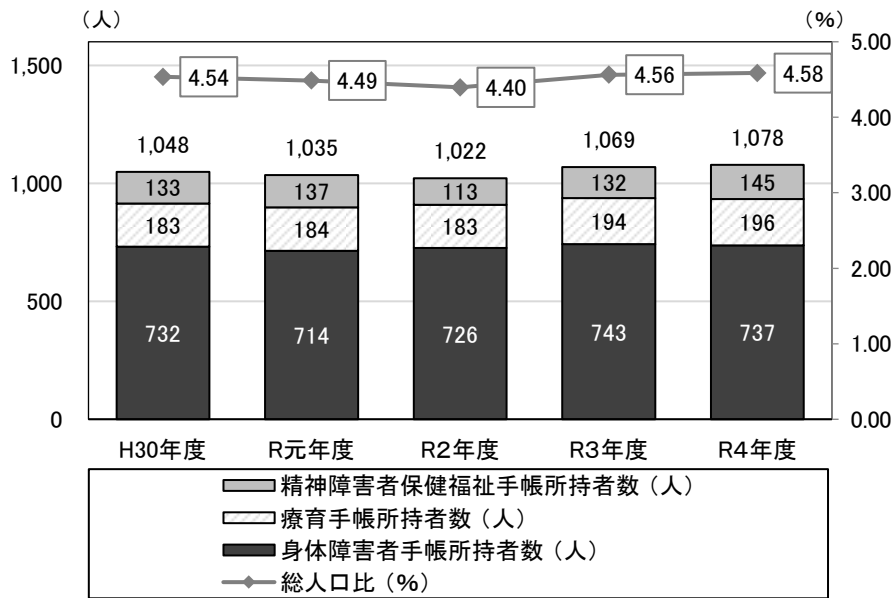
(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、年々わずかに増加を続け、平成30年度から令和4年度にかけて30人増加しています。

手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者で5人、療育手帳所持者で13人、精神障害者保健福祉手帳所持者で12人増加しています。

また、総人口からの比率をみると微増傾向にあり、令和4年度には4.58%が手帳所持者となっています。

◆3障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課、町ホームページ(各年度3月末現在)

(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数は令和2年度以降増加しており、「65歳以上」が全体の約7割を占めています。

障がい程度別にみると、「1級」が最も多く、次いで「4級」、「2級」と続いています。

障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」と続いています。

◆身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-----------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 合 計 | | 732 | 714 | 726 | 743 | 737 |
| 年代別 | 18歳未満 | 16 | 16 | 17 | 17 | 15 |
| | 18歳～64歳 | 199 | 189 | 192 | 202 | 192 |
| | 65歳以上 | 517 | 509 | 517 | 524 | 530 |
| 障がい程度別 | 1級 | 271 | 267 | 271 | 281 | 289 |
| | 2級 | 111 | 95 | 91 | 84 | 79 |
| | 3級 | 96 | 98 | 98 | 100 | 94 |
| | 4級 | 143 | 145 | 151 | 162 | 164 |
| | 5級 | 50 | 49 | 48 | 48 | 46 |
| | 6級 | 61 | 60 | 67 | 68 | 65 |
| 障がい種別 | 視覚障がい | 47 | 46 | 46 | 46 | 46 |
| | 聴覚・平衡機能障がい | 100 | 100 | 112 | 112 | 107 |
| | 音声・言語・そしゃく機能障がい | 16 | 16 | 17 | 18 | 16 |
| | 肢体不自由 | 352 | 332 | 325 | 323 | 309 |
| | 内部障がい | 217 | 220 | 226 | 244 | 259 |

資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

(3) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数は増加しており、「18歳～64歳」が全体の約7割を占めています。

障がい程度別にみると、「B2(軽度)」が最も多く、次いで「A2(重度)」と続いています。

◆療育手帳所持者の推移

単位:人

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|---------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | | 183 | 184 | 183 | 194 | 196 |
| 年代別 | 18歳未満 | 52 | 49 | 45 | 51 | 53 |
| | 18歳～64歳 | 126 | 130 | 131 | 136 | 135 |
| | 65歳以上 | 5 | 5 | 7 | 7 | 8 |
| 障がい程度別 | A1(最重度) | 20 | 20 | 22 | 23 | 24 |
| | A2(重度) | 48 | 48 | 45 | 47 | 44 |
| | B1(中度) | 33 | 33 | 33 | 34 | 36 |
| | B2(軽度) | 82 | 83 | 83 | 90 | 92 |

資料:社会福祉課(各年度3月末現在)

(4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数は増加傾向にあり、年代別では「18歳～64歳」が最も多くなっています。

等級別にみると「2級」「3級」が多くなっています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位:人

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|---------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | | 118 | 133 | 113 | 132 | 145 |
| 年代別 | 18歳未満 | 5 | 7 | 5 | 3 | 6 |
| | 18歳～64歳 | 99 | 109 | 99 | 117 | 127 |
| | 65歳以上 | 14 | 17 | 9 | 12 | 12 |
| 等級別 | 1級 | 9 | 10 | 6 | 6 | 7 |
| | 2級 | 61 | 62 | 53 | 59 | 64 |
| | 3級 | 48 | 61 | 54 | 67 | 74 |

資料:社会福祉課(各年度3月末現在)

(5) 障害支援区分の状況

障害支援区分認定者の状況をみると、全体の認定者数は増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて8人増加しています。

区分別にみると「区分3」「区分6」が多くなっています。

◆障害支援区分認定者数の推移

単位:人

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 区分1 | 6 | 4 | 2 | 4 | 4 |
| 区分2 | 25 | 24 | 23 | 21 | 23 |
| 区分3 | 21 | 27 | 34 | 32 | 31 |
| 区分4 | 22 | 22 | 21 | 21 | 21 |
| 区分5 | 16 | 19 | 19 | 20 | 19 |
| 区分6 | 29 | 25 | 28 | 28 | 29 |
| 計 | 119 | 121 | 127 | 126 | 127 |

資料:社会福祉課(各年度3月末現在)

(6) 自立支援医療の状況

自立支援医療受給者の状況をみると、全体の受給者数は増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて78人増加しています。

サービス別にみると「精神通院医療」が最も多くなっています。

◆自立支援医療受給者数の推移

単位:人

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 育成医療 | 3 | 0 | 2 | 1 | 4 |
| 更生医療 | 25 | 26 | 36 | 36 | 41 |
| 精神通院医療 | 248 | 264 | 263 | 302 | 309 |
| 計 | 276 | 290 | 301 | 339 | 354 |

資料:社会福祉課(各年度3月末現在)

(7) 重度心身障がい者等に対する医療の状況

重度心身障がい者に対する医療費助成対象者の状況をみると、全体の受給者数は減少傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて30人減少しています。

◆重度心身障がい者に対する医療費助成対象者数の推移

単位:人

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 重度心身障害者等医療費助成受給対象者 | 393 | 378 | 366 | 373 | 363 |

資料:社会福祉課(各年度3月末現在)

(8) 経済的支援の状況

経済的支援受給者数等の状況をみると、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当及び心身障害者扶養共済制度加入等の状況は以下のとおりです。

◆経済的支援受給者数等の推移

単位:人

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 特別障害者手当 | 10 | 12 | 15 | 15 | 14 |
| 障害児福祉手当 | 16 | 13 | 14 | 14 | 14 |
| 特別児童扶養手当 | 48 | 42 | 44 | 43 | 45 |
| 心身障害者扶養共済制度 | 10 | 9 | 9 | 8 | 8 |
| 計 | 84 | 76 | 82 | 80 | 81 |

※心身障害者扶養共済制度は、加入者数を記載

資料:社会福祉課(各年度3月末現在)

(9) 難病等患者の状況

難病については、平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始されました。その後、段階的に対象の疾病の拡大が行われており、令和3年11月から医療費助成等の対象となる指定難病は、332疾病から338疾病に拡大されており、「障害者総合支援法」における難病の対象は361疾病から366疾病に拡大されています。これらを踏まえ、本町の把握可能な難病等患者の状況は以下のとおりです。

◆難病患者数の推移

単位:人

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 指定難病 | 175 | 192 | 210 | 208 | 240 |
| 小児慢性特定疾病 | 15 | 16 | 19 | 15 | 18 |
| 計 | 190 | 208 | 229 | 223 | 258 |

資料:徳島県(各年度3月末現在)

◆特定疾患医療給付承認状況

単位:人

| 特定疾患 | 年 | | |
|--------------------------------|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 |
| 筋萎縮性側索硬化症 | 3 | 3 | 2 |
| 進行性核上性麻痺 | 2 | 3 | 5 |
| パーキンソン病 | 21 | 23 | 27 |
| 大脳皮質基底核変性症 | 3 | 3 | 3 |
| 重症筋無力症 | 7 | 7 | 8 |
| 多発性硬化症 | 4 | 3 | 4 |
| 慢性炎症性延髄性多発神経炎 /多巣性運動ニューロパチー | 3 | 3 | 4 |
| 封入体筋炎 | 1 | 1 | 1 |
| 多系統萎縮症 | 2 | 2 | 2 |
| 脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く) | 7 | 7 | 7 |
| もやもや病 | 2 | 2 | 2 |
| 全身性アミロイドーシス | 1 | 2 | 2 |
| 視神経線維腫症 | 1 | 1 | 1 |
| 天疱瘡 | 1 | 1 | 2 |
| 高安動脈炎 | 1 | 1 | 1 |
| 巨細胞性動脈炎 | 0 | 0 | 1 |
| 顕微鏡的多発血管炎 | 0 | 1 | 2 |
| 多発血管炎性肉芽腫症 | 2 | 1 | 1 |
| 好酸球性多発血管炎性肉芽腫 | 2 | 2 | 3 |
| 悪性関節リウマチ | 2 | 2 | 2 |
| 全身性エリテマトーデス | 12 | 10 | 11 |
| 皮膚筋炎/多発性筋炎 | 4 | 4 | 5 |
| 全身性強皮症 | 3 | 3 | 3 |
| 混合性結合組織病 | 5 | 5 | 5 |
| シェーグレン症候群 | 4 | 4 | 4 |
| 成人スチル病 | 0 | 0 | 1 |
| ベーチェット病 | 4 | 3 | 4 |
| 特発性拡張型心筋症 | 2 | 5 | 6 |
| 肥大型心筋症 | 1 | 1 | 1 |
| 自己免疫性溶血性貧血 | 0 | 0 | 1 |
| 特発性血小板減少性紫斑病 | 9 | 6 | 10 |

| 特定疾患 | 年 | | |
|-----------------|-----|-----|-----|
| | R2 | R3 | R4 |
| IgA 腎症 | 3 | 4 | 3 |
| 多発性嚢胞腎 | 2 | 2 | 2 |
| 黄色靱帯骨化症 | 2 | 2 | 1 |
| 後縦靱帯骨化症 | 9 | 6 | 10 |
| 特発性大腿骨頭壊死症 | 5 | 5 | 5 |
| 下垂体 ADH 分泌異常症 | 0 | 1 | 1 |
| 下垂体 PRL 分泌亢進症 | 1 | 1 | 1 |
| クッシング病 | 1 | 1 | 0 |
| 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症 | 2 | 2 | 2 |
| 下垂体前葉機能低下症 | 2 | 2 | 1 |
| サルコイドーシス | 2 | 2 | 2 |
| 特発性間質性肺炎 | 5 | 7 | 7 |
| 肺動脈性肺高血圧症 | 1 | 0 | 0 |
| 網膜色素変性症 | 1 | 1 | 1 |
| 原発性胆汁性胆管炎 | 1 | 1 | 1 |
| 自己免疫性肝炎 | 0 | 1 | 0 |
| クローン病 | 18 | 15 | 16 |
| 潰瘍性大腸炎 | 36 | 31 | 37 |
| 筋ジストロフィー | 3 | 3 | 3 |
| 前頭側頭葉変性症 | 1 | 1 | 1 |
| 類天疱瘡 | 1 | 2 | 2 |
| ファロー四徴症 | 0 | 1 | 1 |
| アルポート症候群 | 0 | 0 | 1 |
| 一次性ネフローゼ症候群 | 0 | 1 | 3 |
| 原発性高カイロミクロン血症 | 1 | 1 | 1 |
| 家族性地中海熱 | 0 | 1 | 1 |
| 強直性脊椎炎 | 2 | 2 | 2 |
| IgG4関連疾患 | 0 | 1 | 1 |
| 好酸球性副鼻腔炎 | 2 | 2 | 4 |
| 計 | 210 | 208 | 241 |

資料:徳島県(令和5年3月31日現在の名称)

3 障がいのある子どもの状況

(1) 障がい児通所支援の状況

障がい児通所支援利用者の状況をみると、児童発達支援及び放課後等デイサービスともに増加傾向にあり、令和4年度には合わせて191人の利用者となっています。

◆障がい児通所支援利用者数の推移

単位:人

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 | 63 | 77 | 87 | 90 | 95 |
| 放課後等デイサービス | 71 | 88 | 85 | 92 | 96 |
| 計 | 134 | 165 | 172 | 182 | 191 |

資料:社会福祉課(各年度3月末現在)

(2) 特別支援学級の状況

特別支援学級の状況をみると、特別支援学級に通う小学校の児童数は平成30年度以降増加傾向で、特別支援学級に通う中学校の生徒数は平成30年度から増減を繰り返しています。

◆特別支援学級の推移

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 設置校数(校) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 学級数(級) | 12 | 11 | 12 | 14 | 14 | 15 |
| | 児童数(人) | 45 | 39 | 54 | 55 | 67 | 76 |
| 中学校 | 設置校数(校) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 学級数(級) | 3 | 6 | 6 | 6 | 4 | 4 |
| | 生徒数(人) | 12 | 18 | 19 | 25 | 17 | 21 |

資料:教育委員会(各年度5月1日現在)

(3) 障がい児の在籍状況

保育所における障がい児在籍数の状況をみると、令和4年度は39人となっています。

幼稚園における障がい児在籍数の状況をみると、概ね増加傾向にあり、加配教諭数についても年々増えています。

◆保育所における障がい児在籍数の推移

単位：人

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 在籍児数 | 3歳未満 | 284 | 307 | 301 | 340 | 337 |
| | 3歳 | 133 | 136 | 151 | 164 | 164 |
| | 4歳以上 | 153 | 144 | 163 | 180 | 204 |
| | 計 | 570 | 587 | 615 | 684 | 705 |
| 在籍障がい児数 | 3歳未満 | 0 | 0 | 0 | 5 | 6 |
| | 3歳 | 0 | 0 | 0 | 11 | 15 |
| | 4歳以上 | 2 | 2 | 0 | 32 | 18 |
| | 計 | 2 | 2 | 0 | 48 | 39 |

資料：子育て支援課(各年度3月末現在)

◆幼稚園における障がい児在籍数の推移

単位：人

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 在籍児数 | 273 | 268 | 213 | 200 | 192 | 227 |
| 在籍障がい児数 | 19 | 26 | 26 | 26 | 33 | 31 |
| 加配教諭数 | 3 | 3 | 5 | 5 | 6 | 6 |

資料：教育委員会(各年度5月1日現在)

4 障がいのある人の就労の状況

(1) 役場職員における障がい者の雇用状況

役場職員における障がい者雇用の状況を見ると、令和5年度は4人となっており、実雇用率は 2.1% となっています。

◆役場職員における障がい者雇用数の推移

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数(人) | 174 | 172 | 180 | 173 | 189 | 195 |
| 身体障がい(人) | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 知的障がい(人) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 精神障がい(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計(人) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 |
| 実雇用率(%) | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.6 | 2.1 |

資料:総務課(各年度6月1日現在)

(2) 民間企業における障がい者の雇用状況

徳島県の民間企業における障がい者雇用の状況を見ると、実雇用率は増加傾向にあり、令和4年度には 2.34% となっています。また、雇用率達成企業の割合は6割程度で推移しています。

◆民間企業における障がい者雇用数の推移

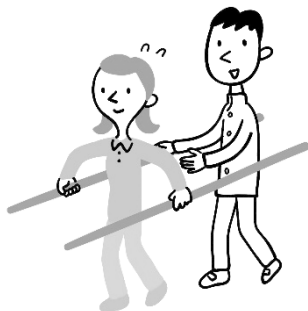
| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 企業数(事業所) | 511 | 508 | 520 | 540 | 543 |
| 法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数(人) | 82,148.5 | 83,172.0 | 84,303.0 | 86,320.5 | 87,241.0 |
| 障害者数(人) | 1,806.5 | 1,877.0 | 1,875.5 | 1,948.0 | 2,041.0 |
| 実雇用率(%) | 2.20 | 2.26 | 2.22 | 2.26 | 2.34 |
| 雇用率達成企業の割合(%) | 60.3 | 60.8 | 62.7 | 60.2 | 61.3 |

資料:徳島労働局(各年度6月1日現在)

5 人的資源の状況

(1) 専門職の状況

障がい者事業に係る専門職の状況についてみると、医師・看護師・相談支援専門員は0人となっています。



◆専門職の状況

単位：人

| | 町職員 | 社会福祉協議会 |
|---------|-----|---------|
| 医師 | 0 | 0 |
| 保健師 | 9 | 0 |
| 社会福祉士 | 1 | 0 |
| 看護師 | 0 | 0 |
| 管理栄養士 | 0 | 2 |
| 栄養士 | 3 | 1 |
| 介護福祉士 | 0 | 1 |
| 介護支援専門員 | 1 | 5 |
| 相談支援専門員 | 0 | 0 |

資料：総務課・北島町社会福祉協議会(令和5年4月30日現在、有資格者数)

(2) 相談員の設置状況

相談員の設置状況についてみると、41～42人で横ばいとなっています。

◆相談員の推移

単位：人

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 民生委員・児童委員 | 37 | 37 | 38 | 37 | 38 | 38 |
| 身体障害者相談員 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 知的障害者相談員 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 精神障害者家族相談員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 41 | 41 | 42 | 41 | 42 | 42 |

資料：社会福祉課(各年度4月1日現在)

(3) 障がい者支援ボランティア団体等の登録状況

障がい者支援ボランティア団体数及び登録者数の状況についてみると、団体数、団体人数ともに減少傾向にあります。

◆障がい者支援ボランティア団体数及び登録者数の推移

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 団体数(団体) | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 |
| 団体人数(人) | 65 | 62 | 62 | 55 | 41 |
| 個人(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料：社会福祉協議会(各年度3月末現在)

6 アンケート調査の結果

(1) 調査概要

| 項目 | 障害者手帳所持者調査 | 障がい児保護者調査 | 事業所調査 |
|-------|---------------------------|-------------------------------------|---|
| 調査対象者 | 町内在住の障害者手帳をお持ちの方々 | 町内在住の障害者手帳や児童福祉通所受給者証をお持ちのお子様がいるご家庭 | 町内で活動されている関係団体や事業所 |
| 調査期間 | 令和5年2月24日(金) ～3月17日(金) | 令和5年2月24日(金) ～3月17日(金) | 令和5年2月24日(金) ～3月17日(金) 【追加】 令和5年7月21日(金) ～8月4日(金) |
| 調査方法 | 郵送配布・郵送回収による 本人記入方式 | 郵送配布・郵送回収による 本人記入方式 | 郵送配布・郵送回収による 本人記入方式 |
| 配布数 | 872件 | 57件 | 40件 |
| 有効回収数 | 452件 | 28件 | 33件 |
| 有効回収率 | 51.8% | 49.1% | 82.5% |

(2) 調査結果の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ◇それぞれの障がい種別にクロス集計をかけることで、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・難病を別々に集計しています。よって、重複する障がい種別がそれぞれに数えられ、集計されています。
- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇本文中において、身体障害者手帳所持者を〔身体〕、療育手帳所持者を〔療育〕、精神障害者保健福祉手帳所持者を〔精神〕、難病を〔難病〕と表記しています。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- ◇クロス集計の表組においては「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの第1位を太字で表しています。

(3) 調査結果まとめ

① 対象者の属性

障害者手帳所持者調査では、「65 歳以上」が 61.5%と最も多くなっています。障がい種別にみると、〔身体〕〔難病〕では「65 歳以上」、〔療育〕〔精神〕では「18～40 歳」がそれぞれ最も多くなっています。

障がい児保護者調査では、「6～11 歳」「12～14 歳」が 35.7%と最も多く、次いで「15 歳以上」が 28.6%となっています。障がい種別にみると、〔身体〕では「12～14 歳」が 42.9%、〔療育〕では「6～11 歳」「12～14 歳」が 40.0%、〔精神〕では「15 歳以上」が 66.7%となっています。

| 障害者手帳所持者調査 | | | | | |
|------------|--------------------|-------------|---------|-------------|--------|
| 単位：% | | 18歳未満 | 18歳～64歳 | 65歳以上 | 不明・無回答 |
| 全体 (n=452) | | 13.9 | 22.8 | 61.5 | 1.8 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳 (n=350) | 3.4 | 19.1 | 76.9 | 0.6 |
| | 療育手帳 (n=56) | 60.7 | 30.4 | 7.1 | 1.8 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 (n=62) | 37.1 | 33.9 | 29.0 | 0.0 |
| | 難病 (n=12) | 8.3 | 16.7 | 75.0 | 0.0 |

※単数回答

| 障がい児保護者調査 | | | | | | |
|-----------|-------------------|------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 単位：% | | 6歳未満 | 6～11歳 | 12～14歳 | 15歳以上 | 不明・無回答 |
| 全体 (n=28) | | 0.0 | 35.7 | 35.7 | 28.6 | 0.0 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳 (n=7) | 0.0 | 28.6 | 42.9 | 28.6 | 0.0 |
| | 療育手帳 (n=25) | 0.0 | 40.0 | 40.0 | 20.0 | 0.0 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 (n=3) | 0.0 | 0.0 | 33.3 | 66.7 | 0.0 |

※単数回答

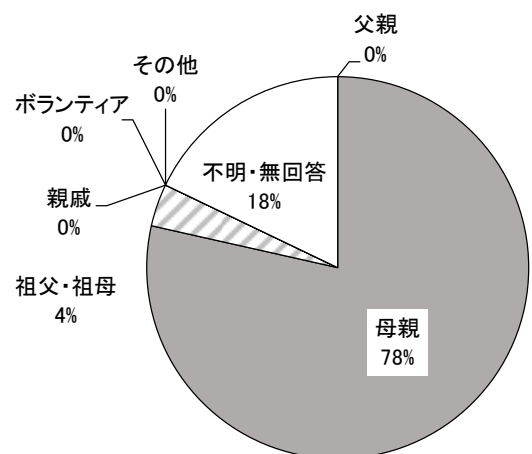
② 介助者や同居人

障害者手帳所持者調査では、介助者の年齢は「70 歳以上」が 39.1%と最も多くなっています。年齢別にみると、18～40 歳では「50 歳代」、41～64 歳、65 歳以上では「70 歳以上」がそれぞれ最も多くなっています。障がい種別にみると、〔身体〕〔精神〕では「70 歳以上」、〔療育〕では「50 歳代」、〔難病〕では「60 歳代」「70 歳以上」がそれぞれ最も多くなっています。

障がい児保護者調査では、「母親」が 78.6%と最も多く、次いで「祖父・祖母」が 3.6%となっています。

| 障害者手帳所持者調査 | | | | | | | | |
|------------|--------------------|-------|------|------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 単位：% | | 30歳未満 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 | 不明・無回答 |
| 全体 (n=381) | | 1.3 | 1.8 | 7.1 | 12.6 | 16.3 | 39.1 | 21.8 |
| 年齢別 | 18～40歳 (n=60) | 6.7 | 3.3 | 11.7 | 31.7 | 23.3 | 8.3 | 15.0 |
| | 41～64歳 (n=86) | 0.0 | 2.3 | 18.6 | 18.6 | 18.6 | 19.8 | 22.1 |
| | 65歳以上 (n=227) | 0.4 | 1.3 | 1.8 | 5.3 | 13.7 | 54.6 | 22.9 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳 (n=288) | 0.3 | 2.1 | 5.6 | 9.4 | 15.6 | 44.8 | 22.2 |
| | 療育手帳 (n=53) | 5.7 | 3.8 | 18.9 | 28.3 | 20.8 | 17.0 | 5.7 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 (n=55) | 0.0 | 0.0 | 3.6 | 21.8 | 14.5 | 32.7 | 27.3 |
| | 難病 (n=10) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 10.0 | 40.0 | 40.0 | 10.0 |

障がい児保護者調査 (n=28)

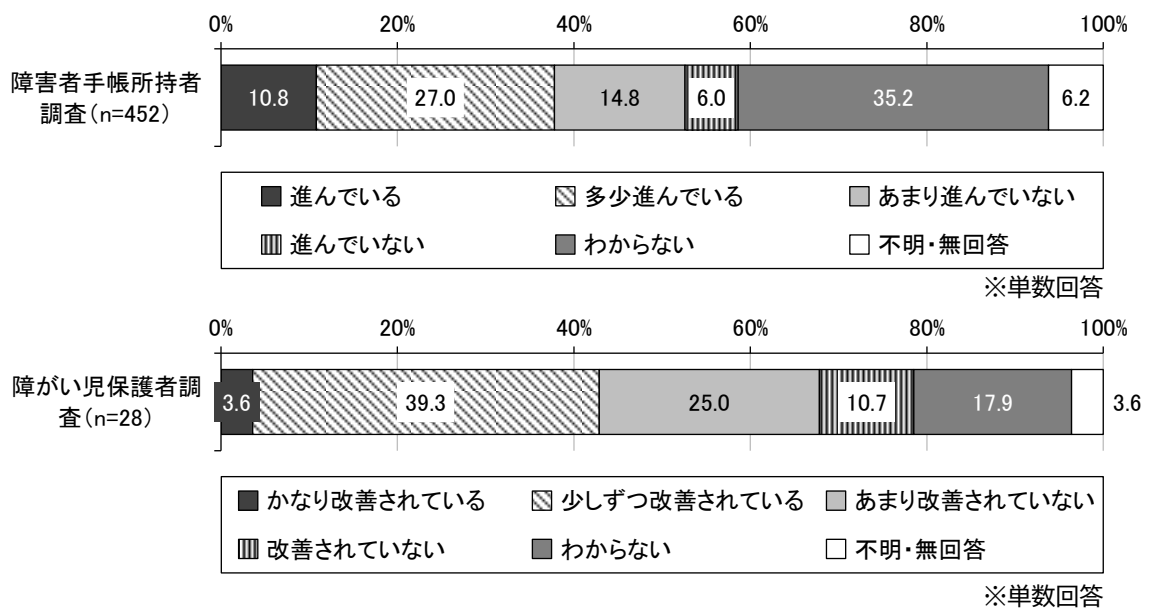


※単数回答

③ 障がいに対する理解

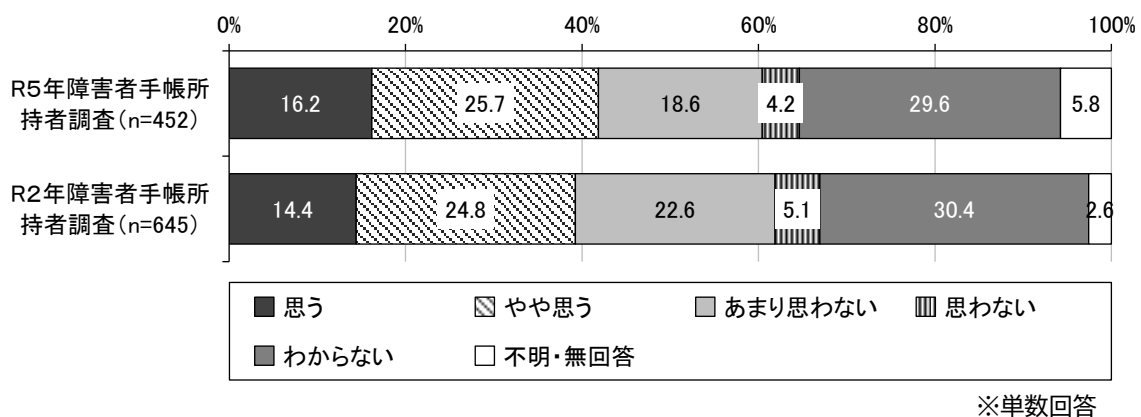
障害者手帳所持者調査において、障がいに対する町民理解や行政支援が5～10年前と比べてどのように進んでいるかについてみると、「わからない」が35.2%と最も多く、次いで「多少進んでいる」が27.0%、「あまり進んでいない」が14.8%となっています。『進んでいる計(「進んでいる」と「多少進んでいる」の合計)』は37.8%、『進んでいない計(「進んでいない」と「あまり進んでいない」の合計)』は20.8%となっています。

障がい児保護者調査において、地域の人の障がいに対する理解をどのように感じているかについてみると、「少しずつ改善されている」が39.3%と最も多く、次いで「あまり改善されていない」が25.0%、「わからない」が17.9%となっています。



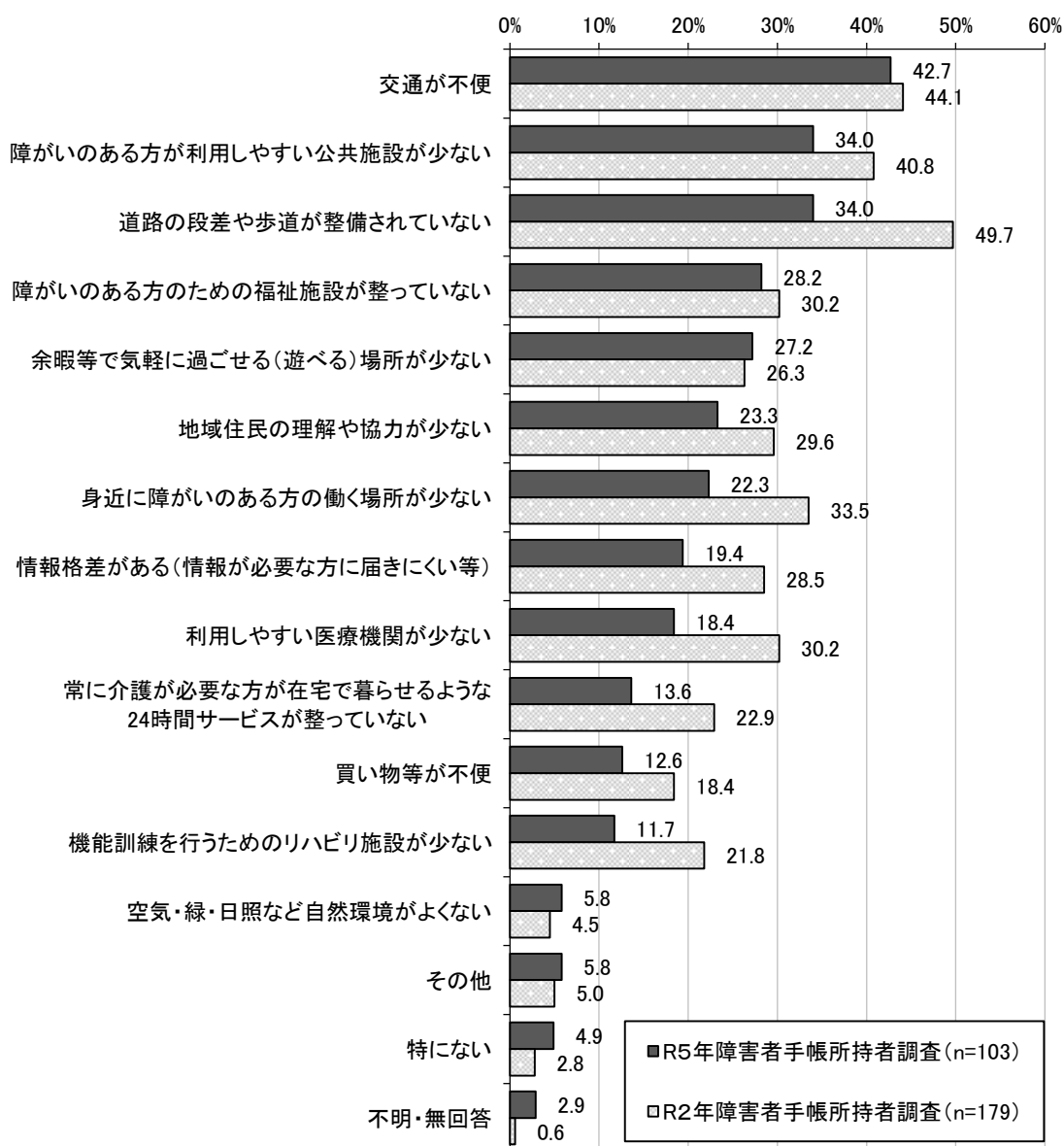
障害者手帳所持者調査において、本町が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについてみると、「わからない」が29.6%と最も多く、次いで「やや思う」が25.7%、「あまり思わない」が18.6%となっています。『思う計(「思う」と「やや思う」の合計)』は41.9%、『思わない計(「あまり思わない」と「思わない」の合計)』は22.8%となっています。

前回調査(令和2年実施)と比較すると、大きく変わった項目はありませんでした。



障害者手帳所持者調査において、本町が障がいのある人にとって暮らしやすいと思わない理由についてみると、「交通が不便」が42.7%と最も多く、次いで「障がいのある方が利用しやすい公共施設が少ない」「道路の段差や歩道が整備されていない」が34.0%、「障がいのある方のための福祉施設が整っていない」が28.2%となっています。

前回調査(令和2年実施)と比較すると、順位に若干の変動はあったものの、ハード面での暮らしにくさを感じている人が多い傾向に変化はありませんでした。



※複数回答

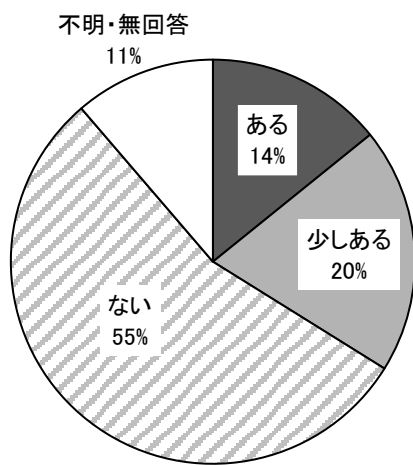
④ 障がいのある人に対する差別や偏見

障害者手帳所持者調査において、差別・偏見の経験有無についてみると、「ない」が 54.9%と最も多くなっています。

年齢別にみると、18～40 歳では「ある」、41～64 歳、65 歳以上では「ない」がそれぞれ最も多くなっており、障がい種別にみると、〔療育〕では「少しある」、その他の障がい種別では「ない」がそれぞれ最も多くなっています。

また、差別・偏見を感じた場所についてみると、「外出先」が46.4%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が 35.3%、「仕事を探すとき」が 20.3%となっています。

障害者手帳所持者調査(n=452)



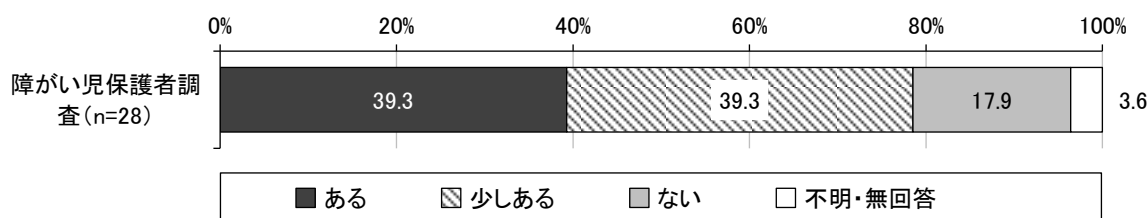
※単数回答

| | | ある | 少しある | ない | 不明・無回答 |
|------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 単位: % | | | | | |
| 全体 (n=452) | | 14.2 | 19.7 | 54.9 | 11.3 |
| 年齢別 | 18～40歳 (n=63) | 34.9 | 30.2 | 33.3 | 1.6 |
| | 41～64歳 (n=103) | 21.4 | 32.0 | 37.9 | 8.7 |
| | 65歳以上 (n=278) | 6.5 | 12.6 | 66.5 | 14.4 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳 (n=350) | 10.0 | 17.4 | 61.1 | 11.4 |
| | 療育手帳 (n=56) | 30.4 | 37.5 | 25.0 | 7.1 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 (n=62) | 25.8 | 27.4 | 35.5 | 11.3 |
| | 難病 (n=12) | 8.3 | 25.0 | 50.0 | 16.7 |

| 順位 | どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(上位3位・複数回答) | 件数 (n=153) |
|----|-----------------------------------|------------|
| 1 | 外出先 | 46.4% |
| 2 | 学校・仕事場 | 35.3% |
| 3 | 仕事を探すとき | 20.3% |

障がい児保護者調査において、差別・偏見の経験有無についてみると、「ある」「少しある」が39.3%と最も多く、次いで「ない」が17.9%となっています。

また、差別・偏見を感じた場所についてみると、「保育所(園)・幼稚園・認定こども園・学校」「外出先」が50.0%と最も多く、次いで「余暇活動の場」「医療機関」「住んでいる地域」が13.6%となっています。

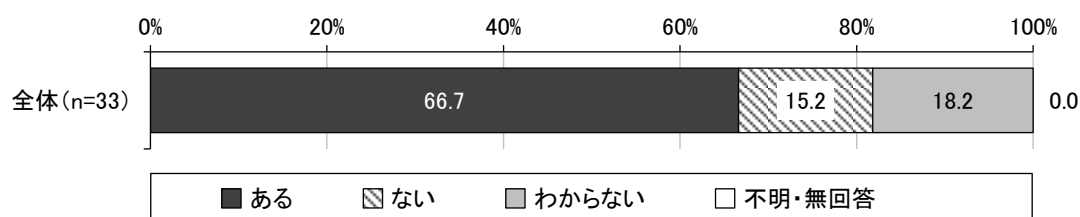


※単数回答

| 順位 | どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(上位3位・複数回答) | 件数 (n=22) |
|----|-----------------------------------|--------------|
| 1 | 保育所(園)・幼稚園・認定こども園・学校 | 50.0% |
| 2 | 外出先 | 50.0% |
| 3 | 余暇活動の場 ・ 医療機関 ・ 住んでいる地域 | 13.6% |

事業所調査において、差別・偏見の経験有無についてみると、「ある」が66.7%と最も多く、次いで「わからない」が18.2%、「ない」が15.2%となっています。

また、どのようなところに差別・偏見、配慮のなさを感じるかについてみると、「仕事や収入」が45.5%と最も多く、次いで「教育の場」が31.8%、「人間関係」が27.3%となっています。



※単数回答

| 順位 | どのようなところに、最も強く障がい者に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じますか。(上位3位・複数回答) | 件数 (n=22) |
|----|--|--------------|
| 1 | 仕事や収入 | 45.5% |
| 2 | 教育の場 | 31.8% |
| 3 | 人間関係 | 27.3% |

⑤ 外出時の困りごと

障害者手帳所持者調査において、外出時に困ることについてみると、「公共交通機関が少ない(ない)」が26.8%と最も多くなっています。

年齢別にみると、18～40歳では「困った時にどうすればいいか心配」、41～64歳では「特に困ったり不便に感じることはない」、65歳以上では「公共交通機関が少ない(ない)」がそれぞれ最も多くなっています。

障がい種別にみると、〔身体〕では「特に困ったり不便に感じることはない」、〔療育〕〔精神〕では「困った時にどうすればいいか心配」、〔難病〕では「列車やバスの乗り降りが困難」がそれぞれ最も多くなっています。

| 外出する時に困ることは何ですか。(上位3つ・複数回答) | | | |
|-------------------------------|----------------------------|---|---|
| 属性 | 1位 | 2位 | 3位 |
| 全体 (n=452) | 公共交通機関が少ない(ない) 26.8% | 特に困ったり不便に感じることはない 19.2% | 困った時にどうすればいいか心配 19.2% |
| 18～40歳 (n=63) | 困った時にどうすればいいか心配 31.7% | 公共交通機関が少ない(ない) 25.4% | 外出にお金がかかる 20.6% |
| 41～64歳 (n=103) | 特に困ったり不便に感じることはない 28.2% | 公共交通機関が少ない(ない) 18.4% | 道路や駅に階段や段差が多い 困った時にどうすればいいか心配 17.5% |
| 65歳以上 (n=278) | 公共交通機関が少ない(ない) 30.2% | 特に困ったり不便に感じることはない 26.6% | ほとんど外出しないので分からない 20.9% |
| 身体障害者 手帳 (n=350) | 特に困ったり不便に感じることはない 28.6% | 公共交通機関が少ない(ない) 27.1% | ほとんど外出しないので分からない 18.6% |
| 療育手帳 (n=56) | 困った時にどうすればいいか心配 48.2% | 公共交通機関が少ない(ない) 25.0% | 外出にお金がかかる 21.4% |
| 精神障害者 保健福祉 手帳 (n=62) | 困った時にどうすればいいか心配 27.4% | 公共交通機関が少ない(ない) ほとんど外出しないので分からない 22.6% | 外出にお金がかかる 発作などの突然の身体の変化が心配 17.7% |
| 難病 (n=12) | 列車やバスの乗り降りが困難 41.7% | 道路や駅に階段や段差が多い 外出先の建物の設備が不便(道路、トイレ、エレベーターなど) ほとんど外出しないので分からない 25.0% | |

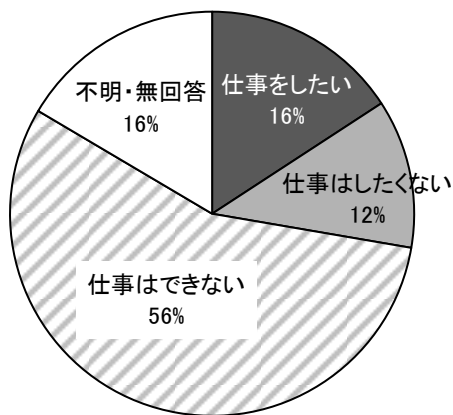
⑥ 就労について

障害者手帳所持者調査において、現在就労していない人の今後の意向についてみると、「仕事はできない」が55.8%と最も多くなっています。

年齢別にみると、いずれの年齢も「仕事はできない」が最も多くなっています。また、65歳以上では「仕事をしたい」が他の年齢と比べて少なくなっています。

障がい種別にみると、〔身体〕〔療育〕では「仕事はできない」、〔精神〕では「仕事をしたい」がそれぞれ最も多くなっています。

障害者手帳所持者調査(n=310)



※単数回答

| 単位:% | | 仕事をしたい | 仕事をしたくない | 仕事はできない | 不明・無回答 |
|-----------|-------------------|--------|----------|---------|--------|
| 全体(n=310) | | 15.8 | 11.9 | 55.8 | 16.5 |
| 年齢別 | 18～40歳(n=40) | 45.0 | 5.0 | 47.5 | 2.5 |
| | 41～64歳(n=54) | 35.2 | 11.1 | 40.7 | 13.0 |
| | 65歳以上(n=209) | 5.7 | 12.9 | 60.8 | 20.6 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=243) | 9.5 | 14.0 | 59.3 | 17.3 |
| | 療育手帳(n=42) | 33.3 | 2.4 | 54.8 | 9.5 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=41) | 41.5 | 2.4 | 36.6 | 19.5 |
| | 難病(n=9) | 33.3 | 11.1 | 33.3 | 22.2 |

障害者手帳所持者調査において、必要な就労支援についてみると、「職場における障がい者理解」が27.2%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が21.0%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が20.4%となっています。

| 順位 | あなたは、障がい者の就労支援(障がい者が仕事に就くための援助)として、どのようなことが必要だと思いますか。(上位5位・複数回答) | 件数(n=452) |
|----|--|-----------|
| 1 | 職場における障がい者理解 | 27.2% |
| 2 | 通勤手段の確保 | 21.0% |
| 3 | 短時間勤務や勤務日数等の配慮 | 20.4% |
| 4 | 給料の充実 | 15.3% |
| 5 | 在宅勤務の拡充 | 12.6% |

⑦ 通園・通学や療育・保育・教育全般について

障がい児保護者調査において、お子さんの平日日中の過ごし方についてみると、「学校」が75.0%と最も多く、次いで「保育所(園)・幼稚園・認定こども園」が7.1%、「職業訓練施設、作業所など」「児童発達支援施設」「その他」が3.6%となっています。

障がい種別にみると、いずれも「学校」が最も多くなっています。

| | | 障がい児保護者調査 | | | | | | | |
|----------|------------------|-----------|--------------|--------------|-----------|----------|-----|------------|--------|
| 単位:% | | 学校 | 園・保育所(園)・幼稚園 | 職業訓練施設、作業所など | 企業に就職している | 児童発達支援施設 | その他 | 自宅にいても該当せず | 不明・無回答 |
| 全体(n=28) | | 75.0 | 7.1 | 3.6 | 0.0 | 3.6 | 3.6 | 0.0 | 7.1 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=7) | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 療育手帳(n=25) | 76.0 | 8.0 | 0.0 | 0.0 | 4.0 | 4.0 | 0.0 | 8.0 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=3) | 66.7 | 0.0 | 33.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

※単数回答

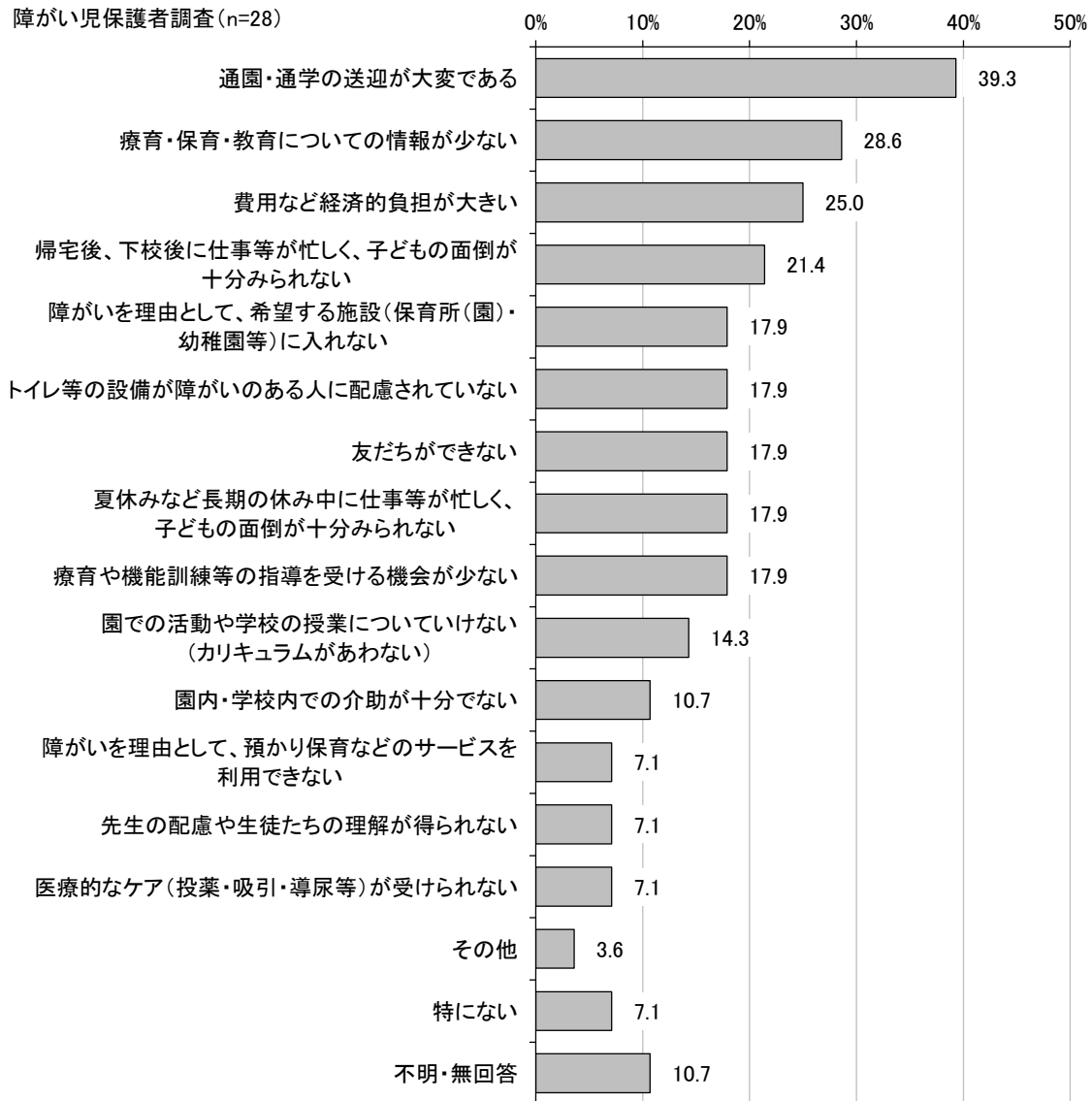
障がい児保護者調査において、お子さんの放課後や夏休み等の過ごし方の希望についてみると、「放課後等デイサービスを利用したい」が65.2%と最も多くなっています。

障がい種別にみると、〔身体〕〔療育〕では「放課後等デイサービスを利用したい」が最も多く、〔精神〕では「自宅で過ごさせたい」が最も多くなっています。

| | | 障がい児保護者調査 | | | | | | | | |
|----------|------------------|-----------|-----------------|-------------|-------------|-------------|------------------|--------------|------|--------|
| 単位:% | | 自宅で過ごさせたい | せど児童館・預かり保育施設など | 地域の友達と遊ばせたい | 塾や習い事に通わせたい | 部活動等に参加させたい | 放課後等デイサービスを利用したい | ヘルパー等と外出させたい | その他 | 不明・無回答 |
| 全体(n=23) | | 30.4 | 13.0 | 17.4 | 17.4 | 17.4 | 65.2 | 17.4 | 4.3 | 4.3 |
| 障がい種別 | 身体障害者手帳(n=7) | 14.3 | 0.0 | 0.0 | 28.6 | 14.3 | 71.4 | 14.3 | 14.3 | 0.0 |
| | 療育手帳(n=21) | 33.3 | 14.3 | 19.0 | 14.3 | 14.3 | 71.4 | 19.0 | 0.0 | 4.8 |
| | 精神障害者保健福祉手帳(n=2) | 100.0 | 0.0 | 50.0 | 0.0 | 50.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

※複数回答

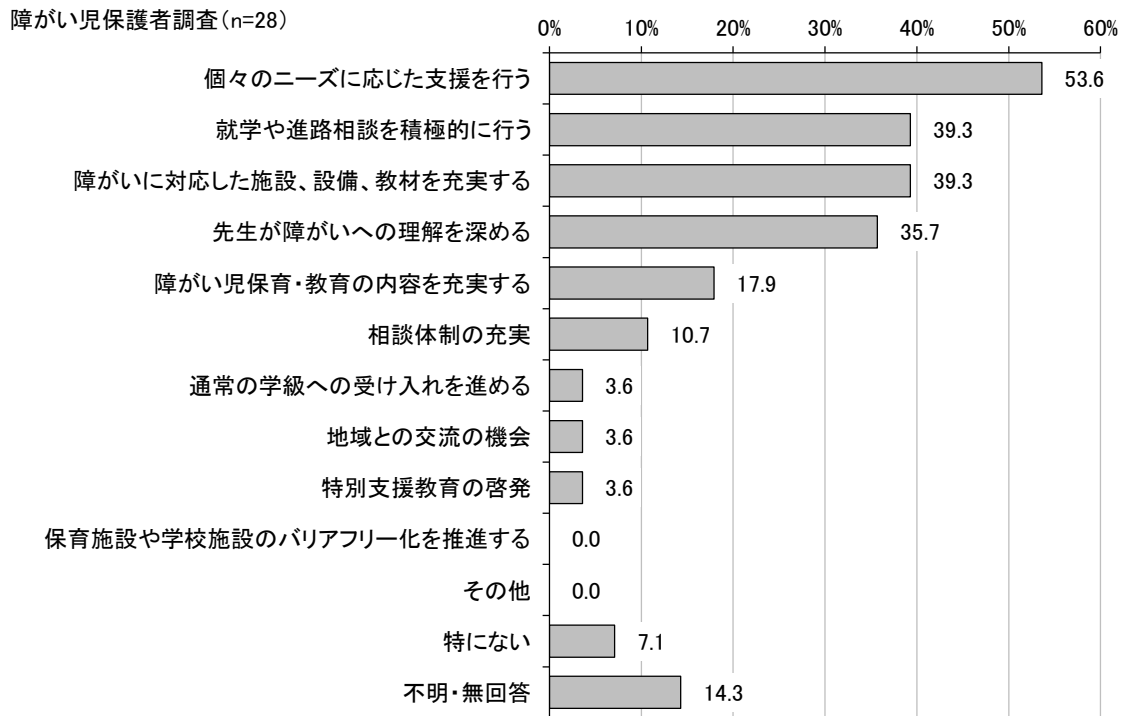
障がい児保護者調査において、通園・通学や療育・保育・教育全般で困っていることについてみると、「通園・通学の送迎が大変である」が 39.3%と最も多く、次いで「療育・保育・教育についての情報が少ない」が 28.6%、「費用など経済的負担が大きい」が 25.0%となっています。



※複数回答

障がい児保護者調査における、お子さんの通園・通学・通所先に希望することについてみると、「個々のニーズに応じた支援を行う」が 53.6%と最も多く、次いで「就学や進路相談を積極的に行う」「障がいに
対応した施設、設備、教材を充実する」が 39.3%、「先生が障がいへの理解を深める」が 35.7%となっ
ています。

障がい種別にみると、〔身体〕では「先生が障がいへの理解を深める」「個々のニーズに応じた支援を行
う」がともに 57.1%、〔療育〕では「個々のニーズに応じた支援を行う」が 56.0%、〔精神〕では「就学や進
路相談を積極的に行う」が 66.7%となっています。

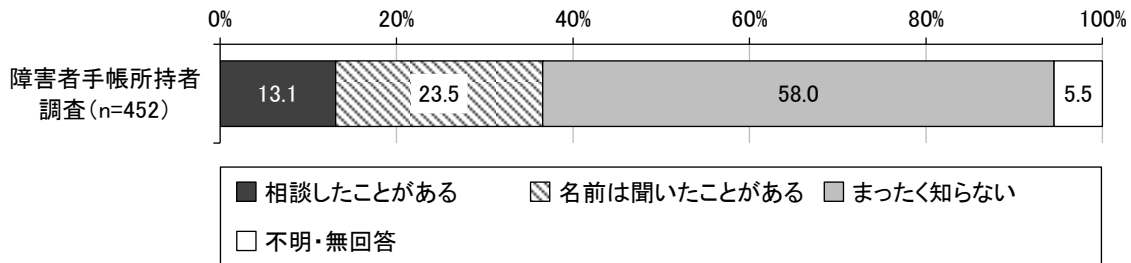


| お子さんの通園・通学・通所先に希望することはありますか。(上位3つ・複数回答) | | | |
|---|--|--|--|
| 属性 | 1位 | 2位 | 3位 |
| 身体障害者 手帳 (n=7) | 先生が障がいへの理解を深める 個々のニーズに応じた支援を行う 57.1% | | 就学や進路相談を積極的に行う 障がいに 対応した施設、設備、 教材を充実する 42.9% |
| 療育手帳 (n=25) | 個々のニーズに応じた支援を行 う 56.0% | 就学や進路相談を積極的に行 う 44.0% | 障がいに 対応した施設、設備、 教材を充実する 40.0% |
| 精神障害者 保健福祉 手帳 (n=3) | 就学や進路相談を積極的に行 う 66.7% | 個々のニーズに応じた支援を行う 障がい児保育・教育の内容を充実する 相談体制の充実 特別支援教育の啓発 | 33.3% |

※複数回答

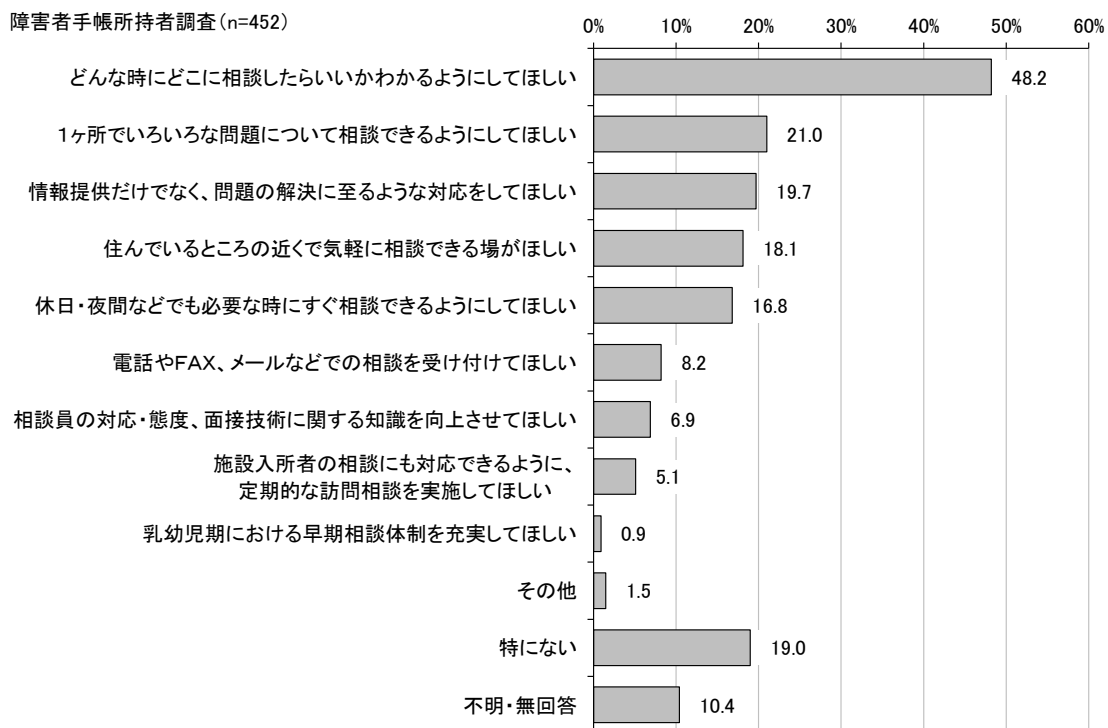
⑧ 相談支援や相談機関について

障害者手帳所持者調査において、本町が委託している障がいのある方の相談窓口の認知度についてみると、「まったく知らない」が 58.0%と最も多く、次いで「名前は聞いたことがある」が 23.5%、「相談したことがある」が 13.1%となっています。



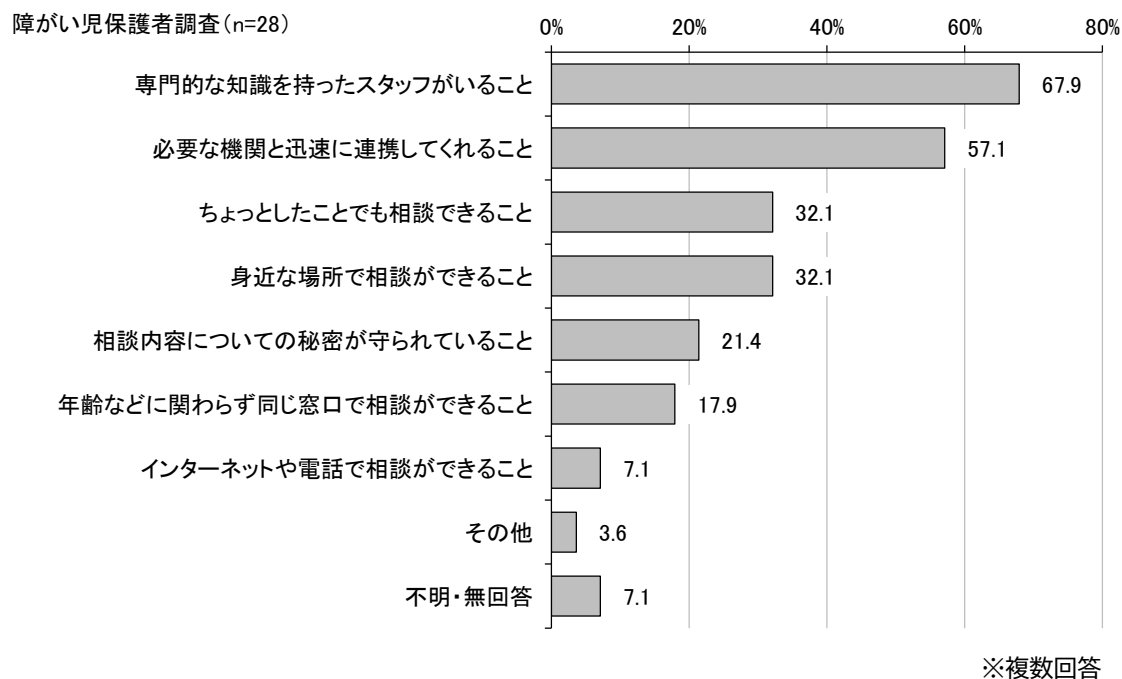
※単数回答

障害者手帳所持者調査において、相談支援として希望することについてみると、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が 48.2%と最も多く、次いで「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」が 21.0%、「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」が 19.7%となっています。



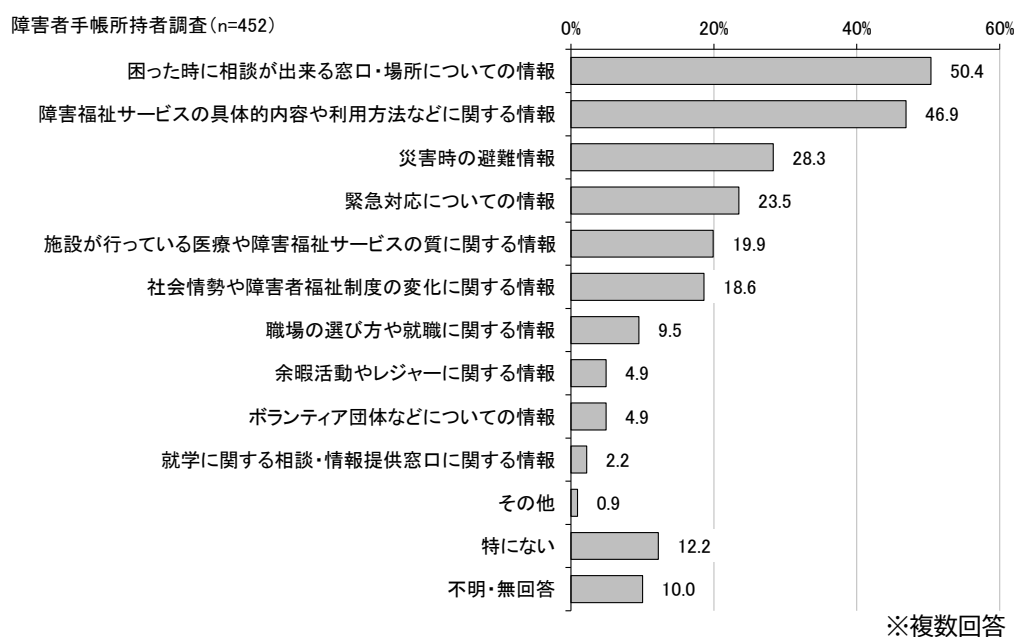
※複数回答

障がい児保護者調査において、相談支援として希望することについてみると、「専門的な知識を持ったスタッフがいること」が 67.9%と最も多く、次いで「必要な機関と迅速に連携してくれること」が 57.1%、「ちょっとしたことでも相談できること」「身近な場所で相談ができること」が 32.1%となっています。



⑨ 情報提供について

障害者手帳所持者調査において、今後充実してほしい情報についてみると、「困った時に相談が出来る窓口・場所についての情報」が 50.4%と最も多く、次いで「障害福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」が 46.9%、「災害時の避難情報」が 28.3%となっています。



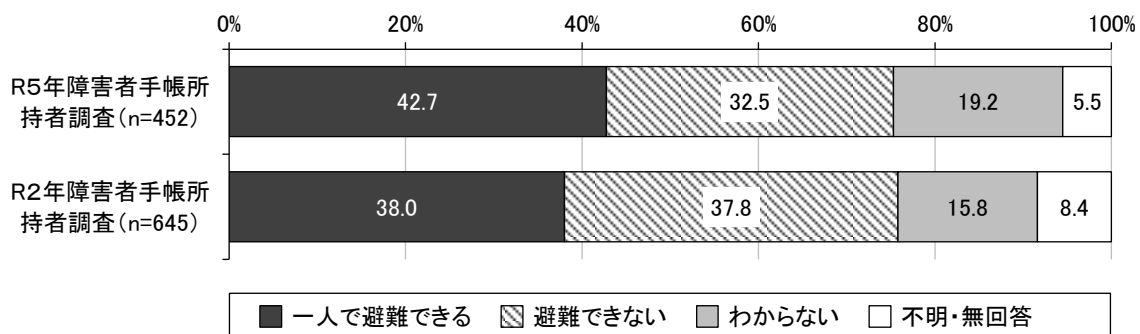
障害者手帳所持者調査において、障がいや福祉サービス等に関する情報の入手先についてみると、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 34.3%と最も多く、次いで「行政機関の広報誌」が 22.8%、「家族や親せき、友人・知人」が 22.6%となっています。

障がい児保護者調査において、障がいや福祉サービス等に関する情報の入手先についてみると、「インターネット」が 35.7%と最も多く、次いで「友人・知人」が 32.1%、「相談支援専門員・相談支援事業所」が 28.6%となっています。

| 障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。(上位5つ・複数回答) | | | | | |
|--|---|---|------------------------------------|--|-----------------------------------|
| 属性 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
| 障害者手帳所持者調査 (n=452) | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 34.3% | 行政機関の広報誌 22.8% | 家族や親せき、友人・知人 22.6% | インターネット 18.4% | かかりつけの医師や看護師 14.2% |
| 18~40歳 (n=63) | インターネット 38.1% | 家族や親せき、友人・知人 36.5% | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 23.8% | サービス事業所の人や施設職員 20.6% | かかりつけの医師や看護師 15.9% |
| 41~64歳 (n=103) | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース インターネット 36.9% | 行政機関の広報誌 24.3% | 家族や親せき、友人・知人 17.5% | サービス事業所の人や施設職員 11.7% | |
| 65歳以上 (n=278) | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 36.0% | 行政機関の広報誌 23.7% | 家族や親せき、友人・知人 21.6% | かかりつけの医師や看護師 15.5% | 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー 15.1% |
| 身体障害者手帳 (n=350) | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 35.1% | 行政機関の広報誌 24.3% | 家族や親せき、友人・知人 21.1% | インターネット 16.0% | 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー 13.7% |
| 療育手帳 (n=56) | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 37.5% | 家族や親せき、友人・知人 30.4% | インターネット サービス事業所の人や施設職員 26.8% | 行政機関の広報誌 21.4% | |
| 精神障害者保健福祉手帳 (n=62) | かかりつけの医師や看護師 30.6% | 家族や親せき、友人・知人 27.4% | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 25.8% | インターネット 22.6% | 行政機関の窓口 16.1% |
| 難病 (n=12) | かかりつけの医師や看護師 41.7% | 家族や親せき、友人・知人、サービス事業所の人や施設職員 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー | | | 33.3% |
| 障がい児保護者調査 (n=28) | インターネット 35.7% | 友人・知人 32.1% | 相談支援専門員・相談支援事業所 28.6% | 病院 サービスを受けているところ (施設、事業所) 21.4% | |
| 身体障害者手帳 (n=7) | 友人・知人 インターネット 57.1% | 町の広報紙・ホームページ、病院、保健所 サービスを受けているところ(施設、事業所) | | | 14.3% |
| 療育手帳 (n=25) | 友人・知人 インターネット 36.0% | 相談支援専門員・相談支援事業所 28.0% | サービスを受けているところ(施設、事業所) 24.0% | 保育所(園)・幼稚園・認定こども園・学校 20.0% | |
| 精神障害者保健福祉手帳 (n=3) | 町の広報紙・ホームページ 66.7% | テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、病院 相談支援専門員・相談支援事業所 | | | 33.3% |

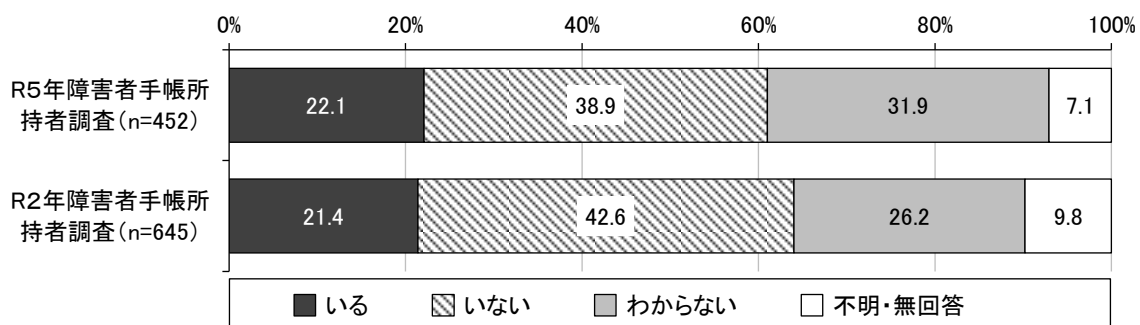
⑩ 災害時について

障害者手帳所持者調査において、災害時に一人で避難できるかについてみると、「一人で避難できる」が42.7%と最も多く、次いで「避難できない」が32.5%、「わからない」が19.2%となっています。前回調査(令和2年実施)と比較すると、「一人で避難できる」人の割合が増加しています。



※単数回答

障害者手帳所持者調査において、家族の不在時に助けてくれる近所の人の有無についてみると、「いない」が38.9%と最も多く、次いで「わからない」が31.9%、「いる」が22.1%となっています。前回調査(令和2年実施)と比較すると、「わからない」人の割合が増加しています。

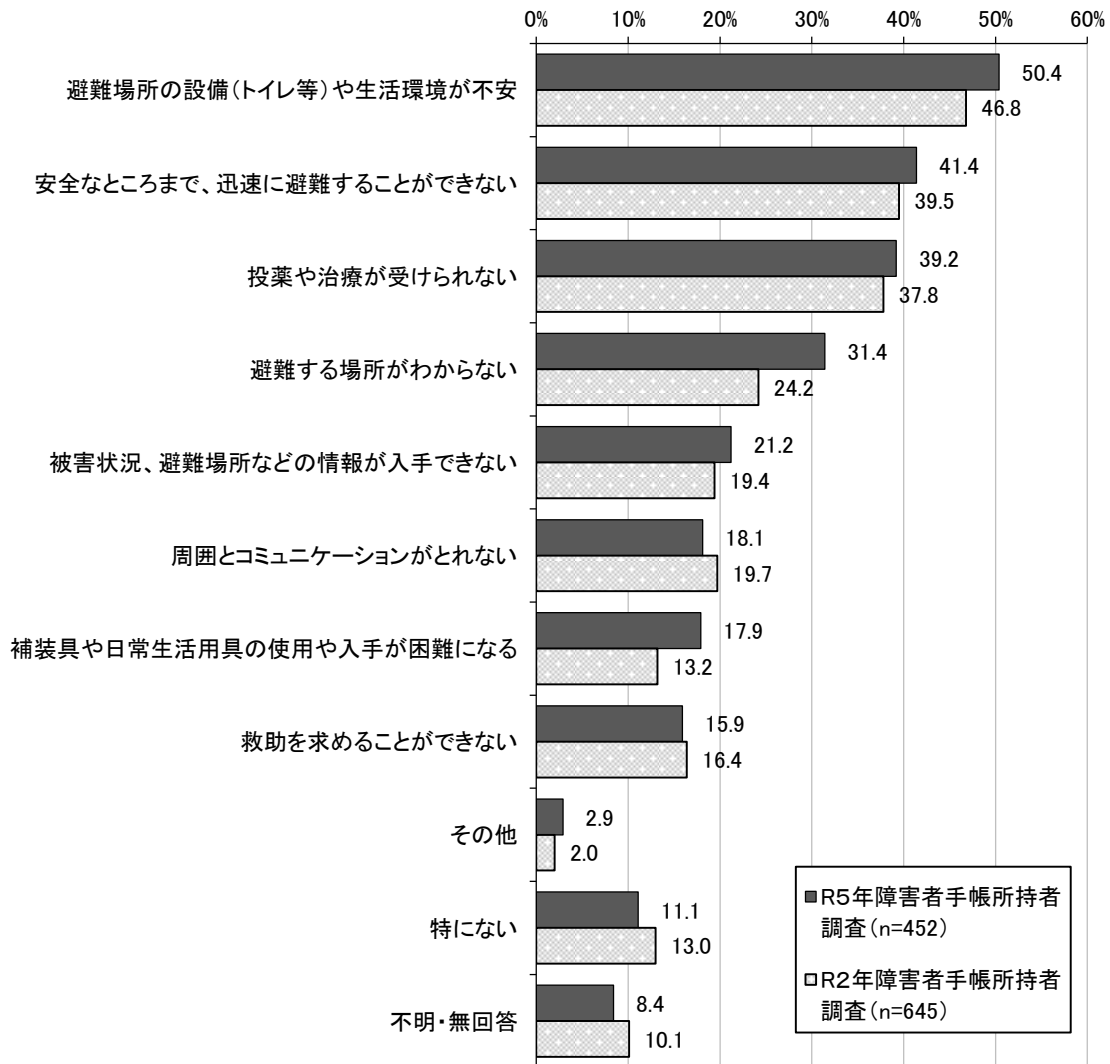


※単数回答



障害者手帳所持者調査において、災害発生時に困ることについてみると、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 50.4%と最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 41.4%、「投薬や治療が受けられない」が 39.2%となっています。

前回調査(令和2年実施)と比較すると、上位 4 つの順位に変動はありませんでした。

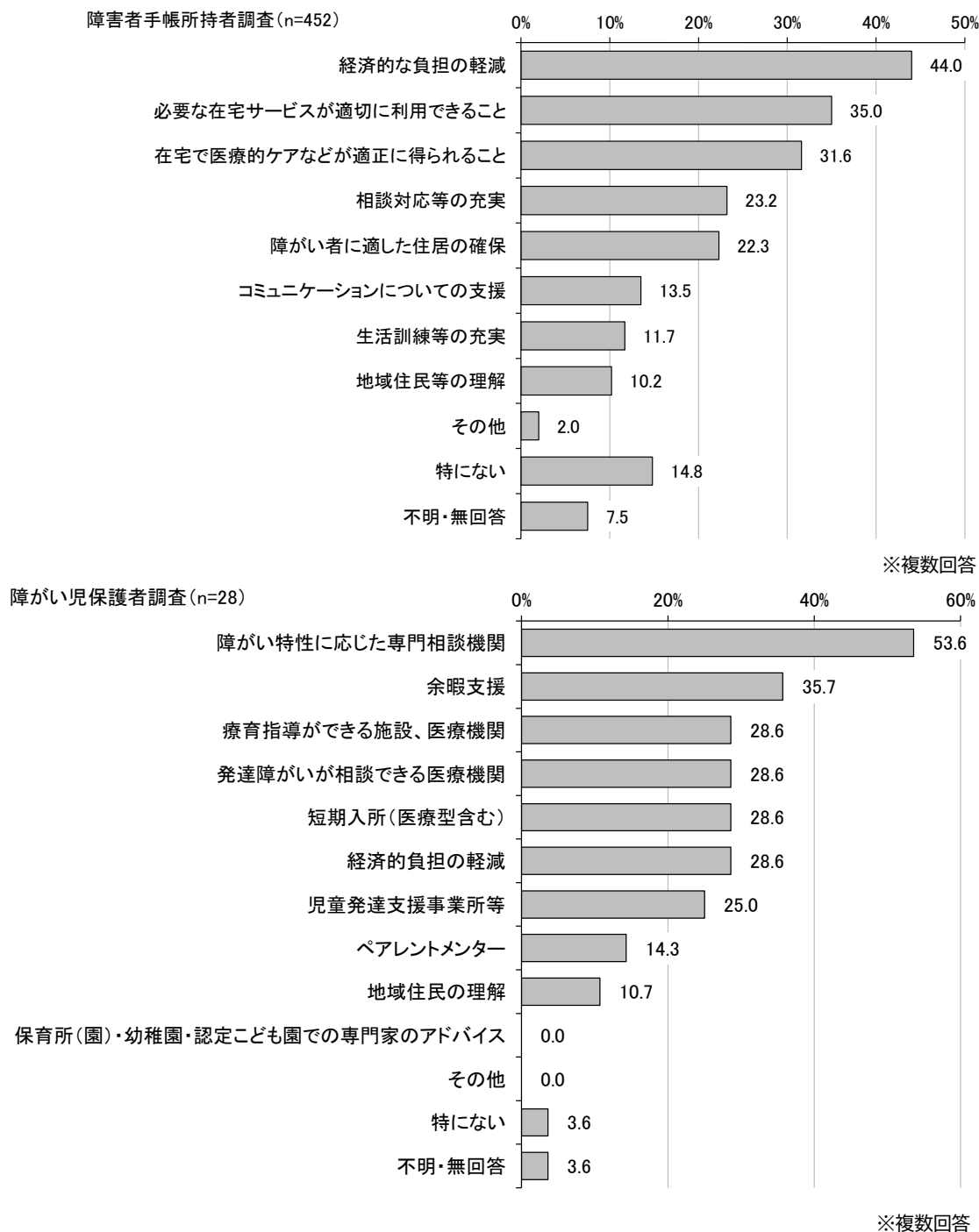


※複数回答

⑪ 希望する暮らしを送るために必要な支援

障害者手帳所持者調査では、「経済的な負担の軽減」が 44.0%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 35.0%、「在宅で医療的ケアなどが適正に得られること」が 31.6%となっています。

障がい児保護者調査では、「障がい特性に応じた専門相談機関」が 53.6%と最も多く、次いで「余暇支援」が 35.7%、「療育指導ができる施設、医療機関」「発達障がい相談できる医療機関」「短期入所(医療型含む)」「経済的負担の軽減」が 28.6%となっています。



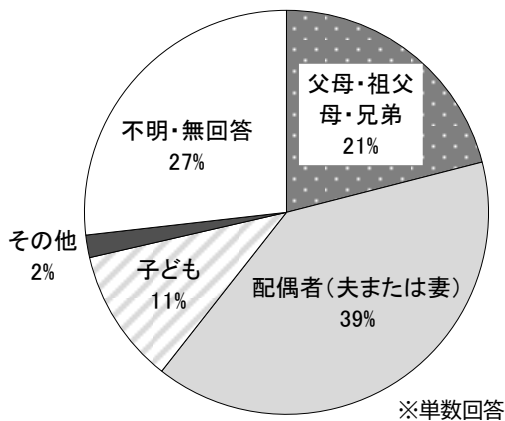
⑫ 家族支援について

※障害者手帳所持者調査の中で、介助や支援をしているご家族の皆様にお聞きしました。

【介助者のご本人の関係】

「配偶者(夫または妻)」が 39.6%と最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟」が 21.0%、「子ども」が 10.8%となっています。

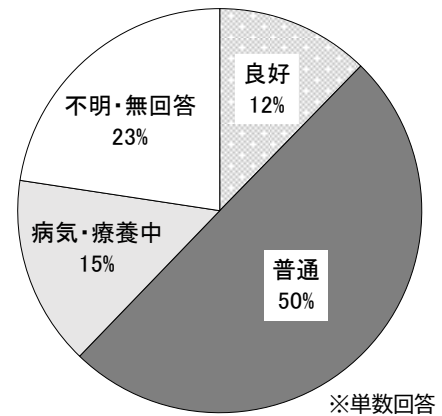
障害者手帳所持者調査(n=381)



【介助者の健康状態】

「普通」が 49.9%と最も多く、次いで「病気・療養中」が 15.2%、「良好」が 12.3%となっています。

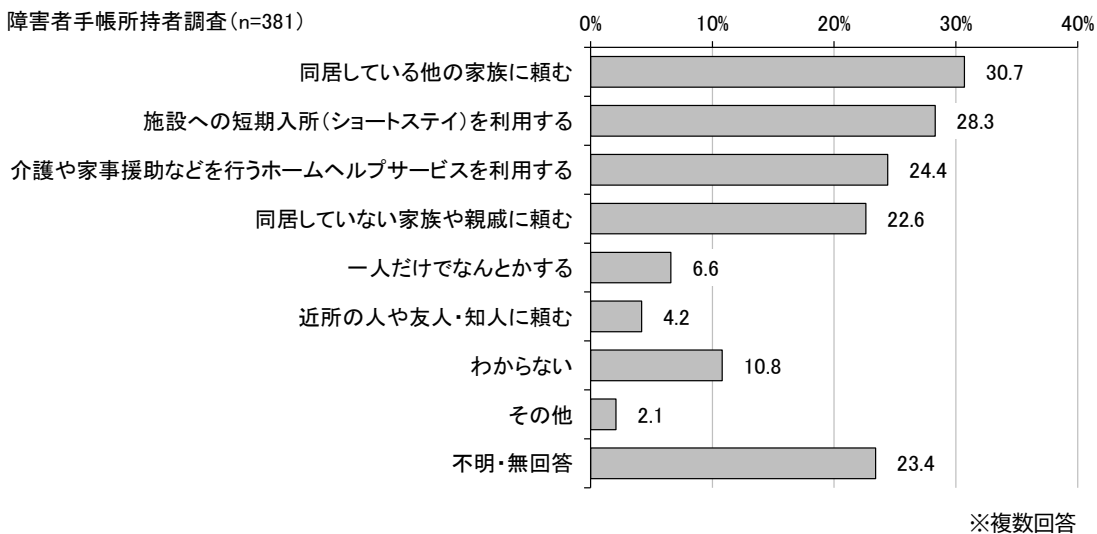
障害者手帳所持者調査(n=381)



【介助者が介助できなくなった場合の意向】

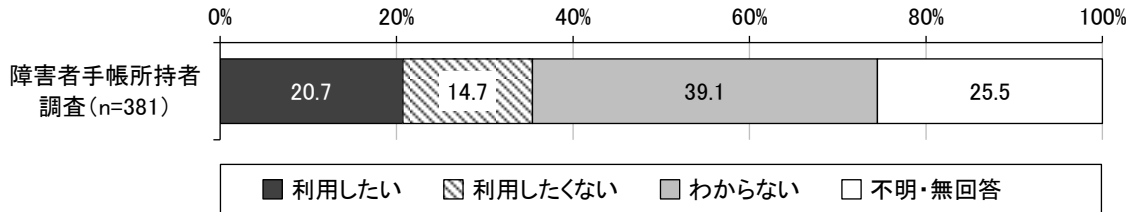
「同居している他の家族に頼む」が 30.7%と最も多く、次いで「施設への短期入所(ショートステイ)を利用する」が 28.3%、「介護や家事援助などを行うホームヘルプサービスを利用する」が 24.4%となっています。

障害者手帳所持者調査(n=381)



【レスパイト入院・入所の利用意向】

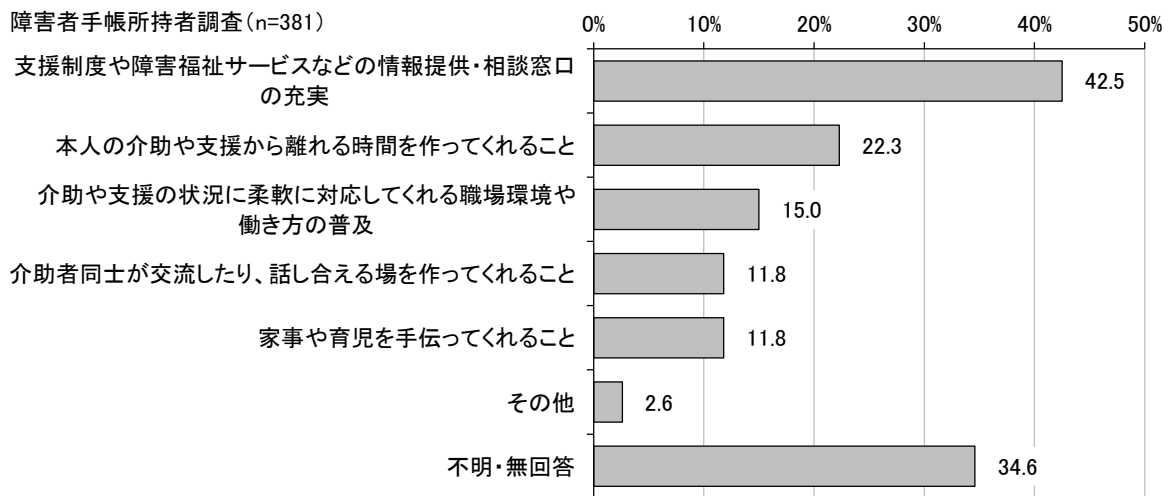
「わからない」が39.1%と最も多く、次いで「利用したい」が20.7%、「利用したくない」が14.7%となっています。



※単数回答

【介助する人への支援として力を入れてほしいこと】

「支援制度や障害福祉サービスなどの情報提供・相談窓口の充実」が42.5%と最も多く、次いで「本人の介助や支援から離れる時間を作ってくれること」が22.3%、「介助や支援の状況に柔軟に対応してくれる職場環境や働き方の普及」が15.0%となっています。

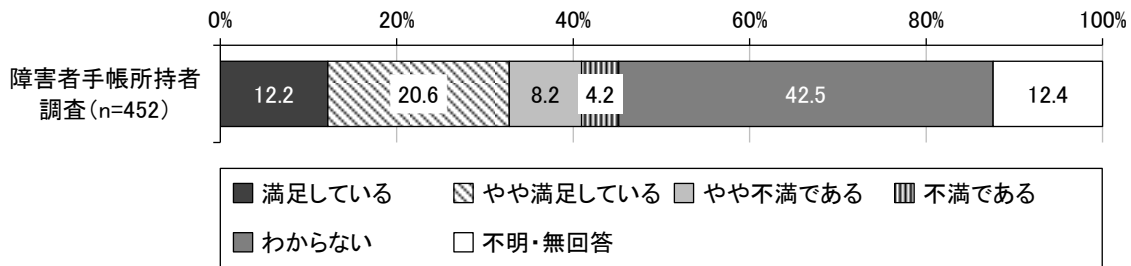


※複数回答

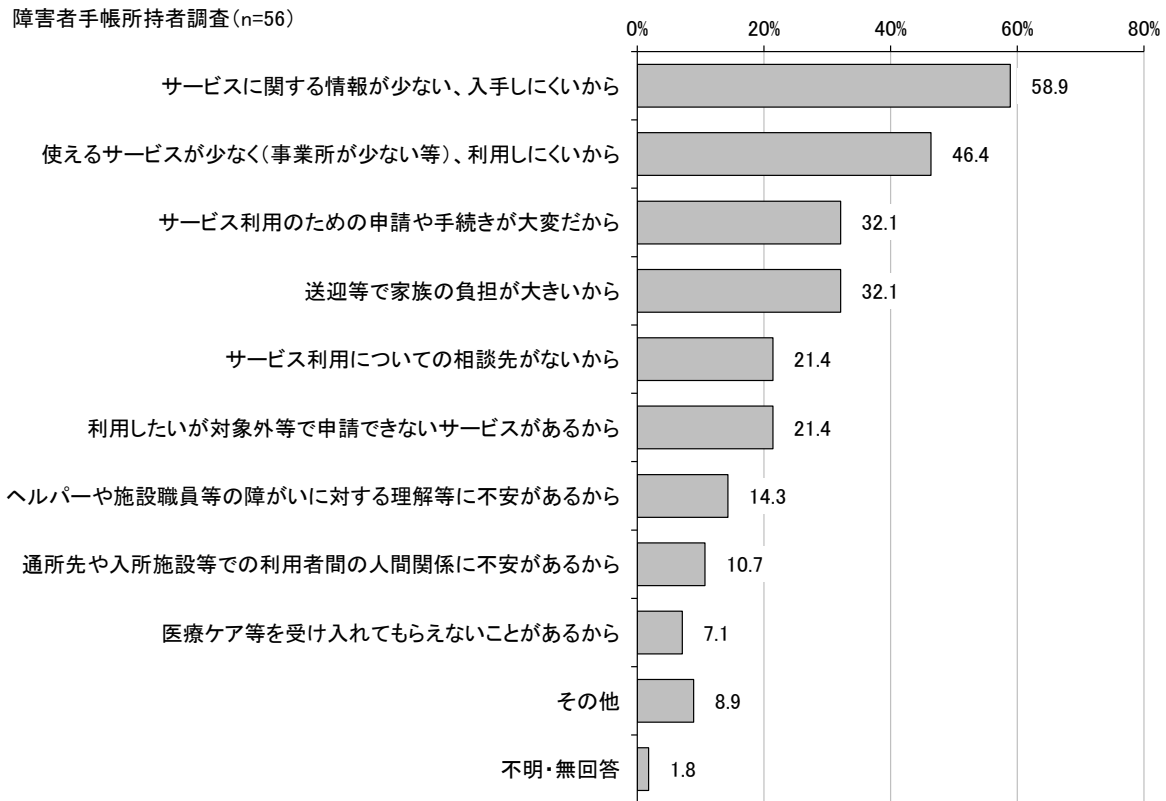
⑬ 障害福祉サービス等の利用について

障害者手帳所持者調査において、障害福祉サービス全般について満足しているかについてみると、「わからない」が42.5%と最も多く、次いで「やや満足している」が20.6%、「満足している」が12.2%となっています。『満足計(「満足している」と「やや満足している」の合計)』は32.8%、『不満計(「やや不満である」と「不満である」の合計)』は12.4%となっています。

また、「やや不満である」「不満である」と回答した人の満足していない理由についてみると、「サービスに関する情報が少ない、入手しにくいから」が58.9%と最も多く、次いで「使えるサービスが少なく(事業所が少ない等)、利用しにくいから」が46.4%、「サービス利用のための申請や手続きが大変だから」「送迎等で家族の負担が大きいから」が32.1%となっています。

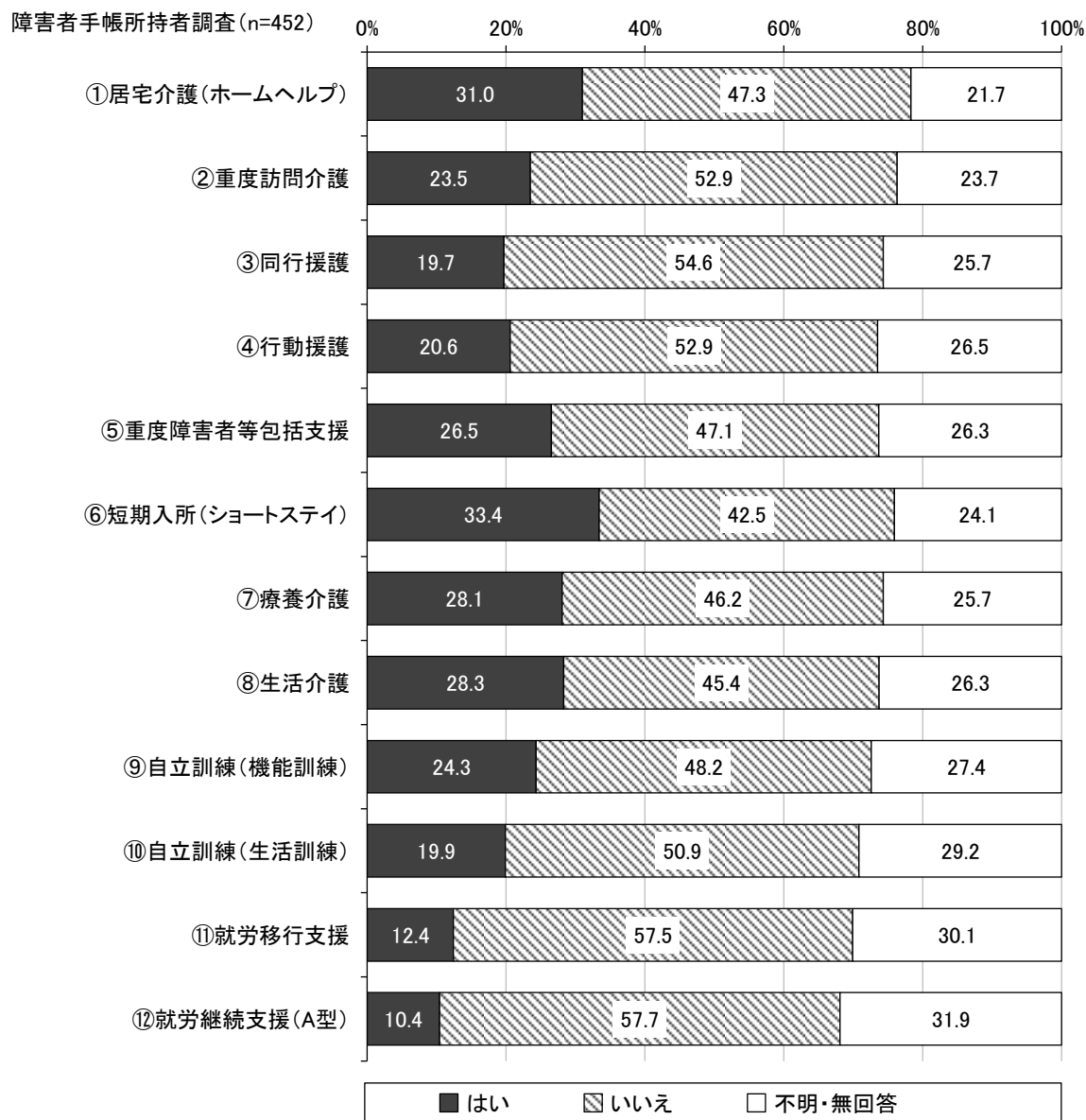


※単数回答



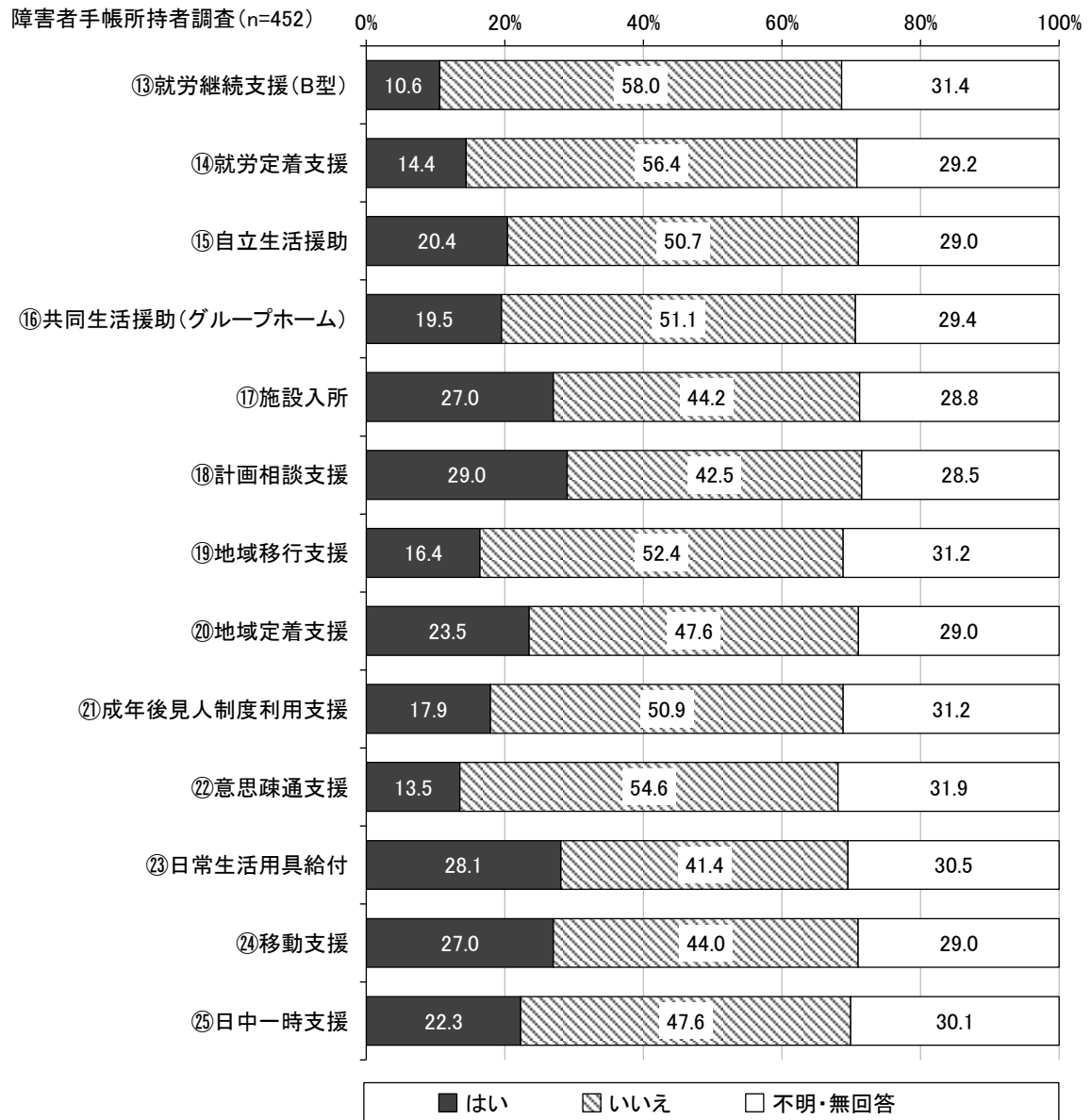
※複数回答

障害者手帳所持者調査において、今後利用したいサービスについてみると、[⑥短期入所(ショートステイ)]の利用意向(「はい」と回答した人)が 33.4%と最も多く、次いで[①居宅介護(ホームヘルプ)]が 31.0%、[⑫就労継続支援(A型)]が 29.0%となっています。



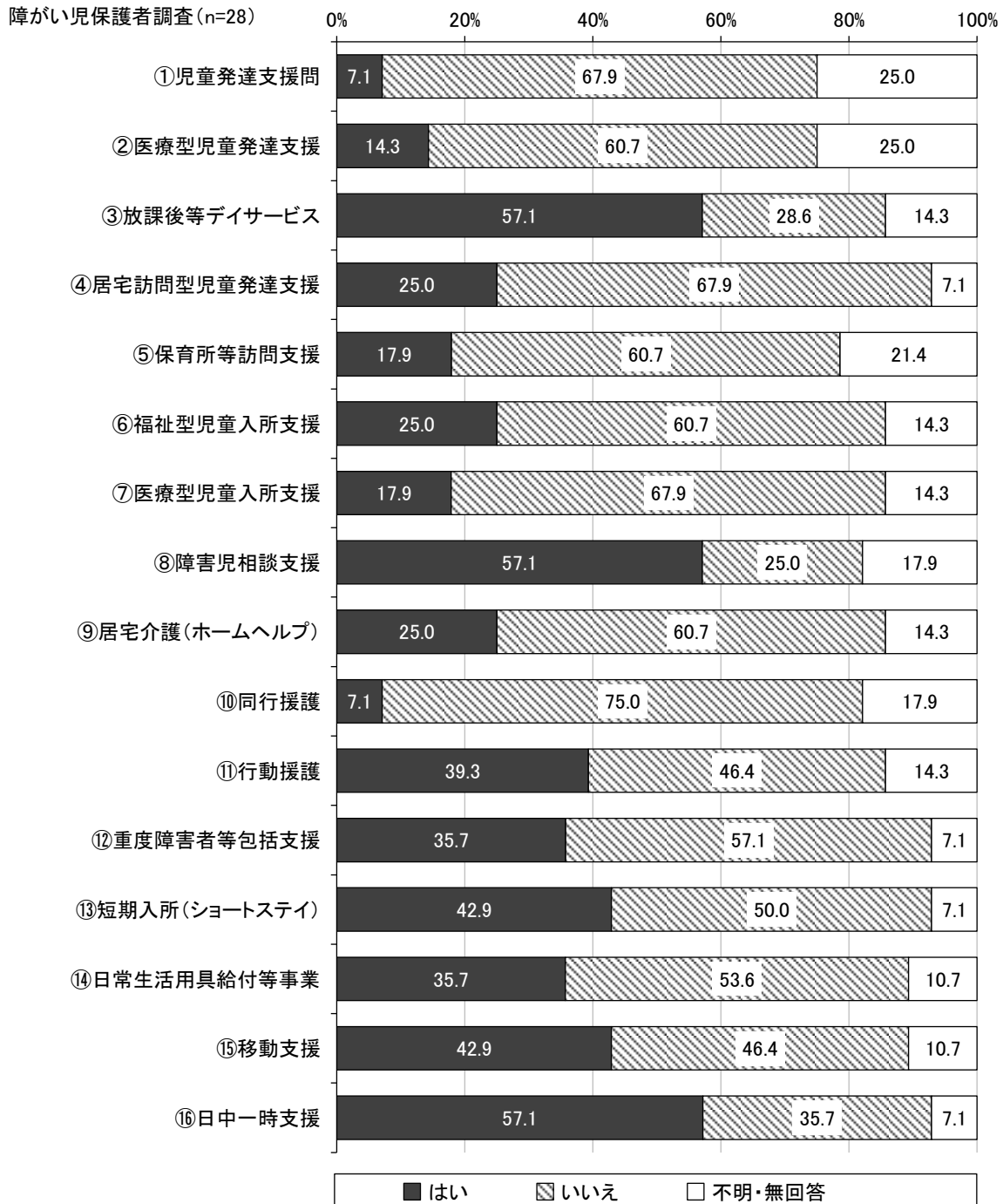
※それぞれ単数回答

(続き)



※それぞれ単数回答

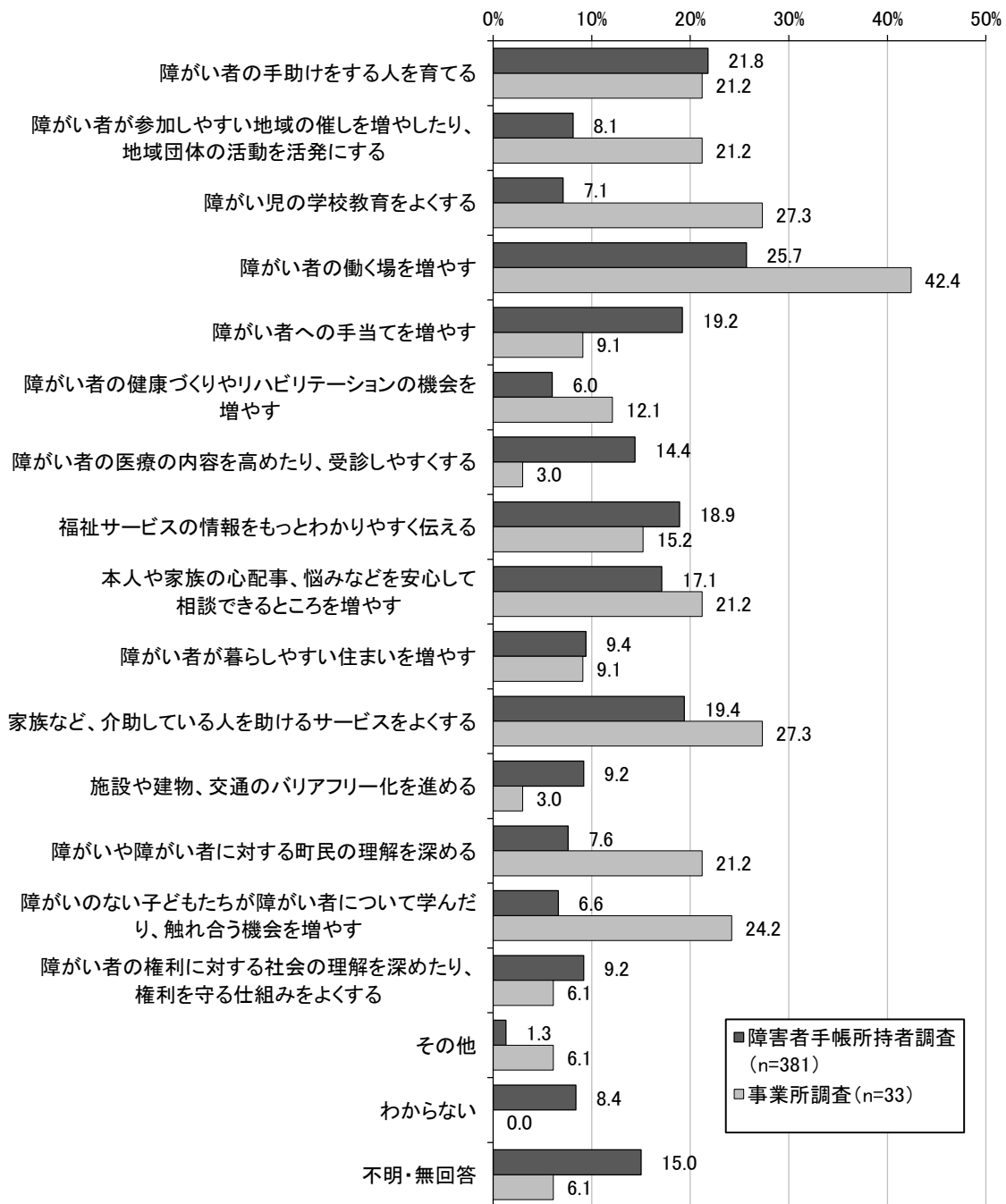
障がい児保護者調査において、今後利用したいサービスについてみると、[③放課後等デイサービス][⑧障害児相談支援][⑯日中一時支援]の利用意向(「はい」と回答した人)が 57.1%と最も多く、次いで [⑬短期入所(ショートステイ)][⑮移動支援]が 42.9%となっています。



⑭ 地域共生社会の実現に向けて重要だと思うこと

障害者手帳所持者調査において、地域共生社会の実現に向けて重要だと思うことについてみると、「障がい者の働く場を増やす」が 25.7%と最も多く、次いで「障がい者の手助けをする人を育てる」が 21.8%、「家族など、介助している人を助けるサービスをよくする」が 19.4%となっています。

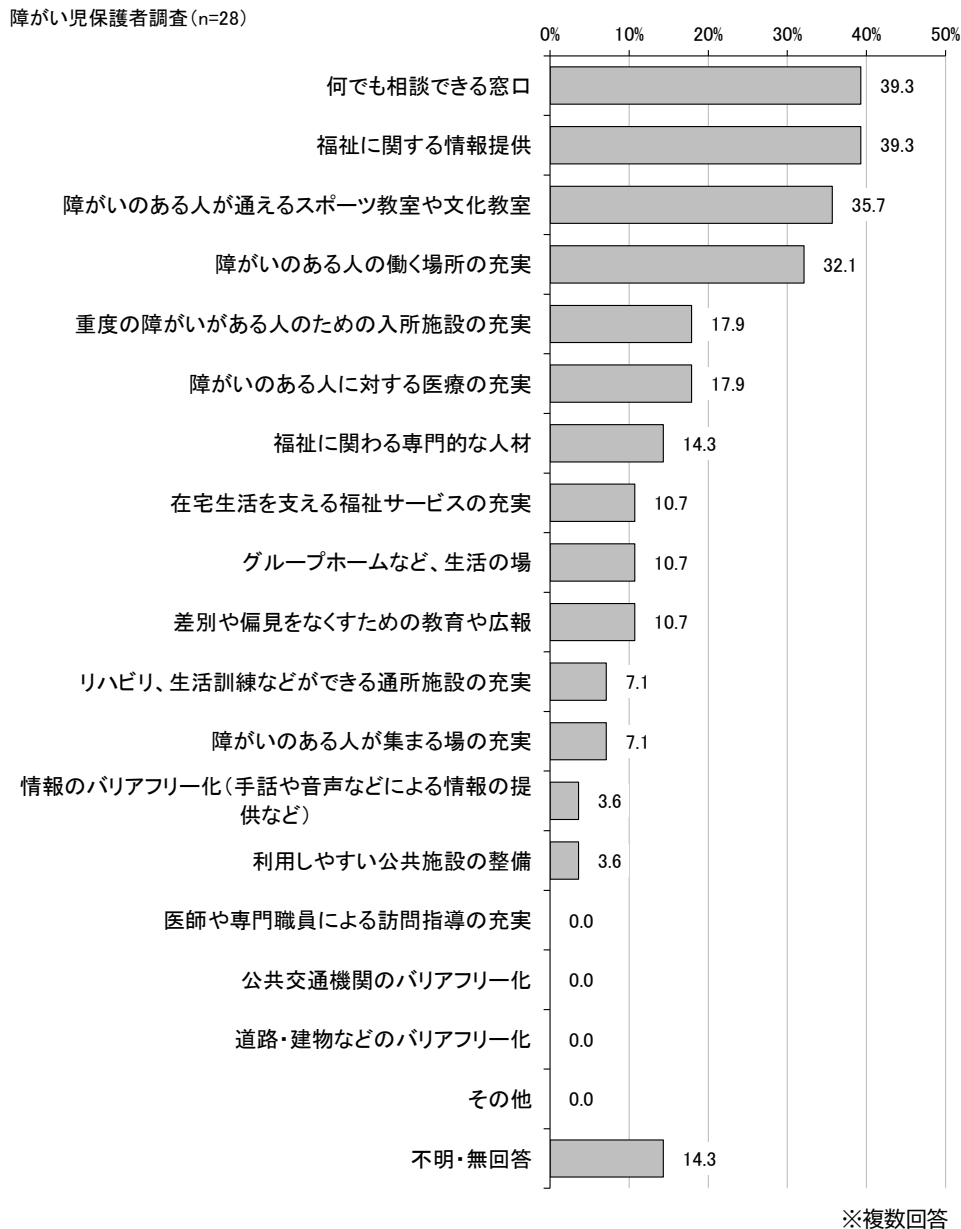
事業所調査において、地域共生社会の実現に向けて重要だと思うことについてみると、「障がい者の働く場を増やす」が 42.4%と最も多く、次いで「障がい児の学校教育をよくする」「家族など、介助している人を助けるサービスをよくする」が 27.3%、「障がいのない子どもたちが障がい者について学んだり、触れ合う機会を増やす」が 24.2%となっています。



※複数回答

⑮ 障がいのある子どもや保護者が暮らしやすいまちづくりについて

障がい児保護者調査において、障がいのある子どもや保護者が暮らしやすいまちづくりのために希望することについてみると、「何でも相談できる窓口」「福祉に関する情報提供」が 39.3%と最も多く、次いで「障がいのある人が通えるスポーツ教室や文化教室」が 35.7%、「障がいのある人の働く場所の充実」が 32.1%となっています。



⑯ 事業所からの意見

| 【障がい福祉全般】 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇サービス事業所や保育・療育・教育等の現場における人材不足及び高齢化 ◇教育、就労等様々な場面での合理的配慮の提供等 |

| 【啓発・広報】 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇障がい福祉サービスなどのわかりやすい情報周知 ◇自立支援協議会での共有等 |


| 【教育・育成】 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇発達障がいや、グレーゾーンといわれる子どもたち、不登校児等への対応不足 ◇学校や保護者だけでなく、事業所間での連携と相談体制の確保 ◇教育現場での障がい理解の向上や医療的ケア児等への対応充実 ◇教育・福祉の連携等 |

| 【雇用・就業】 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇利用者の能力及び作業効率の向上とその結果の収益アップ ◇いろいろな職種にチャレンジできる場があると良い ◇就労継続支援A型・B型事業所の充実と拡充等 |

| 【保健・医療】 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇保健医療機関と福祉機関の情報交換や情報共有の場の確立 ◇障がい者(知的含め)に対応できる医療機関が町内近隣にあると助かる ◇地域の園との連携強化による個別の問題解決への期待 ◇精神保健福祉について専門的に介入している行政機関が少ない等 |

| 【生活支援】 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇利用者の高齢化・重度化に伴う個別支援の充実 ◇フードバンクの活用 ◇住宅サービス、公的住居等の住まいの場や環境の整備と賃貸住宅の保証人問題の課題解消等 |

| 【生活環境】 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇歩道の平坦化 ◇オープンスペースや防災体制は充実している等 |

| |
|--|
|  |
| <ul style="list-style-type: none"> ◇障がいの有無に関わらず交流ができるイベント等の場づくりと情報周知 ◇軽度やグレーゾーンの子どもの保護者が気軽に保護者同士で情報交換できる会等 |

| 【権利擁護・虐待防止】 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇介助者の高齢化に対する成年後見制度活用の拡充・利用促進 ◇成年後見制度を進めたいが、金銭的な負担や手続きの複雑さから難しく感じる ◇障がい者の保護者への未来への見通しがつき、良好な家庭環境が築ける仕組み等 |

| 【行政サービス等における配慮】 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◇手続きや提出書類などのわかりやすい案内 ◇行政職員の障がい理解の向上等 |



7 本町の課題まとめ

障がいへの理解促進

- ◆障害者差別解消法が改正され、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がより求められていますが、現状、障がいのある人や障がいのある人に関わる人はあらゆる場面で差別・偏見を感じています。
- ◆障がいや障がいのある人に対する町民理解や行政支援について、5～10年前と比べて好転していると感じている人が障害者手帳所持者調査で約3割、障がい児保護者調査で約4割いる一方で、障がいのある人にとって暮らしやすいまちについては、障害者手帳所持者の半分以上が「暮らしやすいと思わない・わからない」と回答しています。
- ◆また、職場や教育現場、行政職員の福祉サービスに対する理解の向上や、様々な障がいの特性について知っておいてほしいという声もあります。

情報提供や相談支援の充実

- ◆障がいや福祉サービス等に関する情報の入手先は年齢や障がい種別によって異なり、手段や媒体によって情報の偏りがないようにすることが重要です。
- ◆今後充実してほしい情報については、相談窓口先やサービスの具体的内容・利用方法、災害時・緊急時の情報などが上位となっており、住民が求めている情報の発信と、求めている情報にたどり着きやすくするためのアクセシビリティの向上が必要です。
- ◆町が委託している相談窓口機関の認知度が低く、半数以上の人知らないと回答しているため、各相談機関をはじめとする多機関と連携して周知に取り組み、分野横断的につながる重層的な相談体制づくりが求められています。

障がい者家族の負担軽減

- ◆障がいのある人を介助している家族の健康状態は「良好」もしくは「普通」の人が約6割の一方で、「病気・療養中」の人も1.5割存在しており、家族支援が求められています。
- ◆介助者が介助できなくなった場合、「同居している他の家族に頼む」が3割と多くなっていますが、短期入所(ショートステイ)やホームヘルプサービスの利用意向も高くなっており、障がい福祉サービスの充実が求められています。
- ◆介助する人への支援として、情報提供・相談窓口の充実が4割と多くなっていますが、次いで「本人の介助や支援から離れる時間を作ってくれること」と回答した人が2割強となっており、レスパイト入院・入所の利用意向についても2割の人が利用したいと回答していることから、介助者の「息抜き(心の健康づくり)」の時間を確保することも必要です。
- ◆家族の不在時に助けてくれる近所の人の有無について、「いない」「わからない」と回答した人が7割近くとなっており、家族以外の助けあいがほとんどないため、災害時や緊急時の“ささえあい”精神を構築する必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方



1 基本理念

本計画では、「第3期北島町障がい者計画」の基本理念をそのまま受け継ぎ、障がいがあっても地域で暮らしていけるように、町民相互で支えあえるようなまちづくりを目指します。

「笑顔でささえあい・きたじま」



2 計画の基本的な視点

本計画は、障がい者の地域生活を支援するためのサービスの基盤整備に係る令和8年度末の目標を設定し、障がい福祉サービスや相談支援、また地域生活支援事業を提供するための環境を整備することを目的とします。

以上の点を踏まえ、この計画の基本的な視点は次の8点とします。

1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無にかかわらず、社会参加の機会や生活する場に選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないことや必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けて自立社会参加の実現に向け支援体制の整備を引き続き、進めます。

2) 障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がいの種別にかかわらず、必要な人が必要な支援を受けることができるよう、障がい福祉サービス等を一元的に提供します。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化します。

3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を引き続き、目指します。

4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域福祉計画と連動して、町民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合う地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を必要とする人(医療的ケアを必要とする障がい児等)のための包括的な支援体制の構築などを推進します。

5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援は、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある子どもが健やかに成長できるよう、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、子どもの年齢による切れ目のない一貫した支援を引き続き、目指します。

そのために、障がい児とその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な場所で支援が提供できるように、地域支援体制の構築を図ります。

6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していくことが必要です。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報に加え、職場環境の整備やハラスメント対策、ICT等の導入による事務負担の軽減、業務の効率化に、関係機関等と協力して取り組みます。

7) 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者の地域における社会参加を促進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえて、障がい者が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

8) 理解促進に係る取り組み

地域における障がい者の実情や、障がいに対する正しい理解と認識を深めるためには、障がい及び福祉をテーマとした教育や、体験活動の経験が大きな役割を果たします。

障がいや障がい者に対する理解を深めるために、民生委員児童委員協議会における勉強会や福祉施設見学の実施のほか、教育委員会とも連携しながら小中学校における教育内容の充実に取り組みます。

第4章

第7期北島町障がい福祉計画



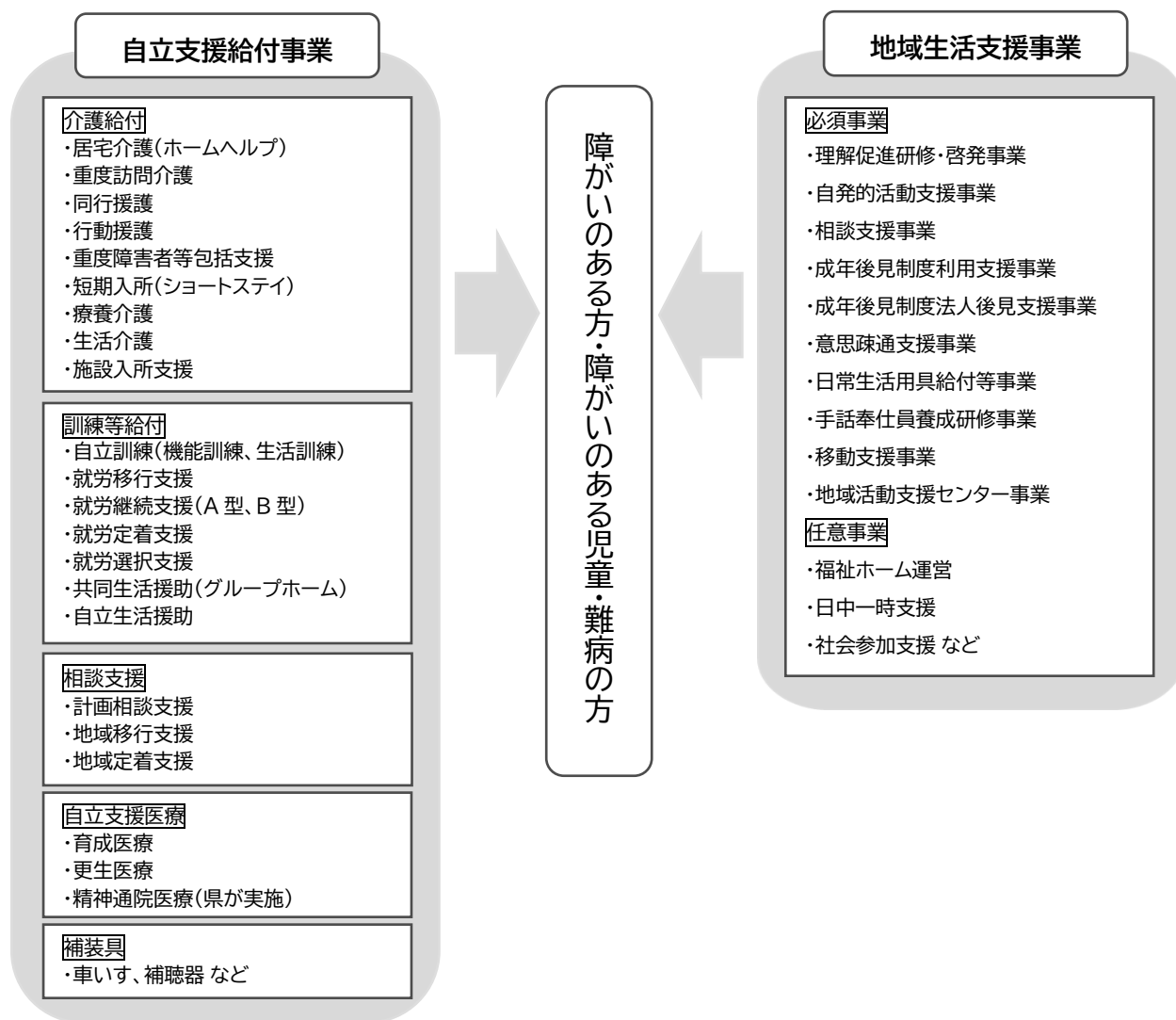
1 計画見直しのポイント

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針(厚生労働大臣告示)に即して定めるものです。

本計画では、第6期北島町障がい福祉計画(令和3年度～令和5年度)に係る年度ごとのサービス見込量の計画と実績の差異も踏まえ、内容の見直しとサービス見込量等を定めています。

2 障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付の「自立支援給付事業」と「地域生活支援事業」に大別されます。



3 令和8年度の数値目標（成果目標）

（1） 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【第7期計画の目標】

国の基本指針

- ・地域移行者数: 令和4年度末時点の施設入所者数(22人)の6%以上
- ・施設入所者数: 令和4年度末時点の施設入所者数(22人)から5%以上削減

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|-----------------|------|-----------------------------------|
| 入所者数(A) | 22人 | 令和4年度末時点の入所者 |
| 入所者数(B)(見込) | 20人 | 令和8年度末時点の入所者数の見込み |
| 【目標】地域生活移行人数(C) | 2人 | 令和4年度末時点からの施設入所から地域生活への移行見込み |
| | 9.1% | 移行割合(C/A) |
| 【目標】削減見込み(率) | 2人 | 令和4年度末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減数(A-B) |
| | 9.1% | 削減割合((A-B)/A) |

【本町における方針】

第6期計画における目標であった地域生活移行者の増加(1人)及び施設入所者数の削減(1人)については、令和4年度末時点においていずれも0人と未達成でした。

第7期計画の目標達成に向けては、住まいの場や日中活動の場など地域生活の基盤充実に努めるとともに、地域生活の準備等を支援する地域移行支援の利用を促進することで、障がいのある人の地域生活への円滑な移行を目指します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第7期計画の目標】

国の基本指針

・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定、及び評価の実施回数を設定

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|-----------|------|--------------------------|
| 協議回数 | 6回／年 | 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 |
| 参加者数 | 30人 | 協議の場における参加者数 |
| 協議の場の目標設定 | 1回／年 | 協議の場の目標設定 |
| 評価の実施回数 | 1回／年 | 協議の場の評価の実施回数 |

【本町における方針】

本町では、すでに板野郡自立支援協議会に精神支援部会を設置し、協議の場を設けています。第6期計画における目標であった協議回数(6回／年)、参加者数(41人)は、令和4年度末現在、3回／年、27人と未達成でした。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり会議の開催数や規模を縮小したことが背景にあります。

第7期計画の目標達成に向けては、今後も協議を重ね、支援体制の充実・強化に努めます。

(3) 地域生活支援の充実

【第7期計画の目標】

| | |
|--------|--|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること |
|--------|--|

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|----------------------|--------------------|-------------------------------|
| 地域支援拠点の整備 | 1か所 | 令和8年度末時点の整備か所数 |
| 強度行動障害を有する方への支援体制の整備 | ニーズ調査・自立支援協議会等での検討 | 支援体制の整備に向け、令和8年度末までにニーズ調査及び検討 |

【本町における方針】

第6期計画における目標であった地域生活支援拠点等の1か所整備及び、年3回の運用状況の検証・検討は、令和4年度末現在、拠点未整備のため未達成となっています。

第7期計画の目標達成に向けては、令和6年度より基幹相談支援センター立ち上げ(板野郡5町広域)のための協議を行っています。強度行動障害を有する方への支援体制の整備については、国の基本指針や県の方針等を踏まえつつ、令和8年度末までに整備に向けたニーズ調査の実施と検討を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行

【第7期計画の目標】

国の基本指針

・一般就労への移行者数:令和3年度の1.28倍以上

| | 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----|--------------------------|----|--------------------------|
| 基準値 | 令和3年度の一般就労移行者数 | 3人 | 令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数 |
| 目標値 | 令和8年度の一般就労移行者数 | 6人 | 令和3年度実績の1.28倍以上 |
| 目標値 | 令和8年度の就労移行支援事業利用一般就労者数 | 4人 | 令和3年度実績の1.31倍以上 |
| 目標値 | 令和8年度の就労継続支援A型事業利用一般就労者数 | 1人 | 本町の実情に沿って1人とする |
| 目標値 | 令和8年度の就労継続支援B型事業利用一般就労者数 | 1人 | 本町の実情に沿って1人とする |

② 就労移行支援事業所の割合【新規】

【第7期計画の目標】

国の基本指針

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上

| | 項目 | 数値 |
|-----|--|-----|
| 基準値 | 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 | 0か所 |
| 目標値 | 令和8年度に就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 | 1か所 |

参考)本町における就労移行支援事業所は、県に登録のある事業所1か所(令和4年度末時点)。

③ 就労定着支援事業の就労定着率

【第7期計画の目標】

国の基本指針

- ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

| | 項目 | 数 値 |
|-----|---|-------|
| 基準値 | 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数 | 0か所 |
| 目標値 | 令和8年度末時点の就労定着支援事業の利用者数 | 6人 |
| 目標値 | 令和8年度末時点の一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合(町外事業所を含む) | 25.0% |

【本町における方針】

第6期計画における目標であった福祉施設から一般就労への移行は、令和4年度末現在1人の移行がありました。就労定着支援事業については、事業所の1か所整備は未達成でしたが、利用者については大幅に達成できました。

第7期計画の目標達成に向けては、国の基本指針や県の方針等を踏まえつつ、町の実績や現状、近隣自治体の状況等を加味し検討します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

① 相談支援体制の充実・強化等

【第7期計画の目標】

国の基本指針

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
 - ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ◎活動指標
- ・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無
 - ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
 - ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
 - ・地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|-------------------------|-----|--|
| 基幹相談支援センターの設置 | 設置 | 令和8年度末時点の設置 |
| 協議会における個別支援の検討 | 実施 | 令和8年度の協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施 |
| 総合的・専門的な相談支援 | 実施 | 令和8年度の障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施 |
| 地域の相談支援事業者に対する指導・助言件数 | 1回 | 令和8年度の指導・助言件数 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 1回 | 令和8年度の支援件数 |
| 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数 | 24回 | 令和8年度の実施回数 |

【本町における方針】

本町では、令和6年度より基幹相談センター立ち上げ(板野郡5町広域)のための協議を行っています。

第7期計画の目標達成に向けては、国の指針を踏まえて、県や関係機関と連携しながら、必要に応じて適切な指導・助言が行える体制整備や、県の行っている研修等を活用した相談支援員の人材育成促進に向けた体制整備の検討を進めます。また、板野郡自立支援協議会を月2回開催しており、事例検討・板野郡内における今後の支援体制づくり等について協議を行っています。

今後も継続し、連携強化及び支援体制の強化を図ります。

② 発達障がい者等に対する支援

【第7期計画の目標】

国の基本指針

◎活動指標

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ・ペアレントメンターの人数
- ・ピアサポートの活動への参加人数

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|---------------------------------------|------------|---|
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 | 6人 | 令和8年度の実施者数 |
| ペアレントメンターの人数 | 事業実施に向けて検討 | 現在事業としては実施がないため、基幹相談支援センターの立ち上げに向けた協議等の中で検討 |
| ピアサポートの活動への参加人数 | 30人 | 令和8年度の参加人数 |

【本町における方針】

国の基本指針においては、発達障がいのある人を早期に発見し、対応するために、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であるとされています。

本町では、令和6年度より基幹相談支援センター立ち上げ(板野郡5町広域)のための協議を行っており、その中でペアレントトレーニング等における提案もされているため、発達障がい者等に対する支援について検討します。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【第7期計画の目標】

| | |
|--------|---|
| 国の基本指針 | ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 |
| | ◎活動指標 ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町村職員対象の研修における本町からの参加人数 ・障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 |

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|-------|-----|---|
| 参加人数 | 3人 | 令和8年度の都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数 |
| 体制の有無 | 有 | 令和8年度の障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制 |
| 実施回数 | 6回 | |

【本町における方針】

第6期計画における目標であった都道府県が実施する研修への参加者(1人)は、令和4年度末現在2人が参加しており達成となっています。審査結果の分析・活用と事業所や関係自治体等との共有については、体制を構築できておらず未達成となっています。

第7期計画の目標達成に向けては、研修への参加人数を増やす働きかけを行うとともに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、各所情報の共有などを事業所に対して働きかけ、業務の質の向上を目指します。

4 自立支援給付事業の利用実績及び見込量

自立支援給付事業は、国で事業内容が決められており、そのうち介護給付と訓練等給付は、サービスを「訪問系」、「日中活動系」、「居住系」に区別されています。

各サービスの利用者負担は、原則としてサービス費用の1割(定率負担)ですが、収入に応じた月額上限額があり、収入が少ない利用者への軽減措置があります。

なお、各サービスの提供体制については、状況に応じて人材確保・育成を図っていくなど、体制の整備に適宜努めます。

| | 訪問系サービス | 日中活動系サービス | 居住系サービス |
|--------|--|---|--|
| 介護給付 | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 (ホームヘルプ) ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所 (ショートステイ) ・生活介護 ・療養介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 |
| 訓練等給付 | | <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練 (機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援 (A型・B型) ・就労定着支援 ・就労選択支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助 (グループホーム) ・自立生活援助 |
| 相談支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 | | |
| 自立支援医療 | <ul style="list-style-type: none"> ・育成医療 ・更生医療 ・精神通院医療(県が実施) | | |
| 補装具 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・補聴器 など | | |

(1) 訪問系サービス

障がいの状態やニーズに応じて、障がいのある人の自己決定と自己選択を尊重し、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内容 |
|------------------|---|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 自宅で、ホームヘルパーによる入浴、排せつなどの身体介護、家事援助や通院等介助を行うものです。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者か重度の行動障がいをもつ者で介護を要する人に、身体介護・家事援助に加え、外出時の移動の支援、見守り、コミュニケーション支援等を行うものです。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい児・者に対し、外出時において移動に必要な情報の提供、移動の援護を行うものです。 |
| 行動援護 | 行動に著しく困難を有し常時介護を有する知的・精神障がい児・者が外出する際に、必要な援助を行うものです。 |
| 重度障害者等包括支援 | 常時介護を必要とする人で、介護の必要度が著しく高い人が対象となり、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。 |

【サービスの利用実績及び見込量】

| サービス名 | 単位 | | 第6期障がい福祉計画 | | | 第7期障がい福祉計画 | | |
|--|------------------|----------|------------|--------|--------|------------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 | 時間 /年 | 見込 | 17,255 | 18,067 | 18,879 | / | / | / |
| | | 実績 | 14,544 | 13,344 | 14,232 | | | |
| | 人 /年 | 見込 | 85 | 89 | 93 | | | |
| | | 実績 | 73 | 73 | 70 | | | |
| | 居宅介護 (ホームヘルプ) | 時間 /年 | 見込 | / | / | | | |
| 実績 | | | 8,700 | 6,888 | 7,563 | / | / | / |
| 人 /年 | | 見込 | / | / | / | 37 | 38 | 39 |
| | | 実績 | 50 | 47 | 36 | / | / | / |
| 重度訪問介護 | 時間 /年 | 見込 | / | / | / | 1,608 | 1,608 | 1,608 |
| | | 実績 | 2,388 | 2,124 | 1,464 | / | / | / |
| | 人 /年 | 見込 | / | / | / | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 1 | 1 | 1 | / | / | / |

※1)実績値は年度末時点だが、令和5年度は見込値を掲載。

※2)第6期計画までは合算で見込値と実績値を算出していたが、本計画からはサービスごとに見込値と実績値を算出。

【サービスの利用実績及び見込量】

| サービス名 | 単位 | | 第6期障がい福祉計画 | | | 第7期障がい福祉計画 | | |
|------------|----------|----|------------|-------|-------|------------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 同行援護 | 時間 /年 | 見込 | | | | 1,335 | 1,335 | 1,456 |
| | | 実績 | 1,272 | 1,308 | 1,335 | | | |
| | 人 /年 | 見込 | | | | 11 | 11 | 12 |
| | | 実績 | 13 | 12 | 11 | | | |
| 行動援護 | 時間 /年 | 見込 | | | | 3,885 | 4,208 | 4,532 |
| | | 実績 | 2,184 | 3,024 | 3,885 | | | |
| | 人 /年 | 見込 | | | | 12 | 13 | 14 |
| | | 実績 | 9 | 13 | 12 | | | |
| 重度障害者等包括支援 | 時間 /年 | 見込 | | | | 0 | 0 | 0 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 人 /年 | 見込 | | | | 0 | 0 | 0 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | |

※1)実績値は年度末時点だが、令和5年度は見込値を掲載。

※2)第6期計画までは合算で見込値と実績値を算出していたが、本計画からはサービスごとに見込値と実績値を算出。

【サービスの見込量確保のための方策】

訪問系サービスは障がい者の地域生活を支える基本事業であるため、事業を実施する事業者の確保に努めます。また、既存事業所のヘルパー人員の確保や、新規事業者の参入を促進し、必要とされるサービスの確保を図ります。限られた資源の中で、必要な人に必要なサービスが行き渡るよう、給付の適正化に努めます。

(2) 日中活動系サービス

常時介護を必要とする障がい者に対する施設での専門的な介護サービス、障がい児が通えるサービス、介護者が病気の場合などの短期入所の場合など、日中も安心して生活できる介護サービスの充実を目指します。

また、機能訓練や生活訓練の場を提供するとともに、障がい者の就労支援にも取り組みます。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内容 |
|---------------------|--|
| 短期入所 (ショートステイ) | 介護者が病気の場合などの理由により一時的に介護ができない場合に、施設・病院で宿泊を伴った介護や支援を行うものです。 |
| 生活介護 | 常時介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ及び食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するものです。 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行うものです。 |
| 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行うものです。 |
| 就労継続支援 (A型・B型) | 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うものです。 |
| 就労定着支援 | 就労支援を受けて一般就労した障がい者に、就労の継続を図るため就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うものです。 |
| 就労選択支援【新規】 | 障がいのある人の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労支援を行うものです。 |

【サービスの利用実績及び見込量】

| サービス名 | 単位 | | 第6期障がい福祉計画 | | | 第7期障がい福祉計画 | | | |
|------------------------|-------------|-----|------------|--------|--------|------------|--------|--------|---|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 短期入所(福祉型) (ショートステイ) | 人日/年 | 見込 | 528 | 561 | 594 | 550 | 583 | 616 | |
| | | 実績 | 382 | 419 | 550 | | | | |
| | 人/年 | 見込 | 16 | 17 | 18 | 15 | 16 | 17 | |
| | | 実績 | 16 | 16 | 12 | | | | |
| 短期入所(医療型) (ショートステイ) | 人日/年 | 見込 | 50 | 75 | 100 | 90 | 95 | 100 | |
| | | 実績 | 25 | 78 | 90 | | | | |
| | 人/年 | 見込 | 2 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | |
| | | 実績 | 3 | 2 | 3 | | | | |
| 生活介護 | 人日/年 | 見込 | 10,120 | 10,340 | 10,560 | 11,220 | 11,440 | 11,660 | |
| | | 実績 | 10,032 | 10,644 | 11,400 | | | | |
| | 人/年 | 見込 | 46 | 47 | 48 | 50 | 51 | 52 | |
| | | 実績 | 51 | 52 | 48 | | | | |
| 療養介護 | 人/年 | 見込 | 6 | 6 | 7 | 4 | 4 | 5 | |
| | | 実績 | 5 | 5 | 4 | | | | |
| 自立訓練 (機能訓練) | 人日/年 | 見込 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| | 人/年 | 見込 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 自立訓練 (生活訓練) | 人日/年 | 見込 | 216 | 324 | 324 | 600 | 600 | 600 | |
| | | 実績 | 336 | 636 | 600 | | | | |
| | 人/年 | 見込 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| | | 実績 | 3 | 5 | 2 | | | | |
| | うち精神障がい者の利用 | 人/年 | 見込 | | | | 1 | 1 | 1 |
| | | | 実績 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 就労移行支援 | 人日/年 | 見込 | 972 | 972 | 1,080 | 1,800 | 1,950 | 1,950 | |
| | | 実績 | 1,452 | 1,596 | 1,836 | | | | |
| | 人/年 | 見込 | 9 | 9 | 10 | 8 | 9 | 9 | |
| | | 実績 | 10 | 15 | 8 | | | | |
| 就労継続支援 (A型) | 人日/年 | 見込 | 3,800 | 4,000 | 4,200 | 5,600 | 5,600 | 5,600 | |
| | | 実績 | 4,116 | 4,416 | 5,256 | | | | |
| | 人/年 | 見込 | 19 | 20 | 21 | 22 | 22 | 22 | |
| | | 実績 | 21 | 24 | 22 | | | | |

【サービスの利用実績及び見込量】

| サービス名 | 単位 | | 第6期障がい福祉計画 | | | 第7期障がい福祉計画 | | |
|----------------|---------|----|------------|--------|--------|------------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 就労継続支援 (B型) | 人 /年 | 見込 | 9,720 | 9,936 | 10,152 | 9,900 | 9,900 | 9,900 |
| | | 実績 | 10,368 | 10,008 | 9,996 | | | |
| | 人 /年 | 見込 | 45 | 46 | 47 | 43 | 43 | 43 |
| | | 実績 | 51 | 55 | 43 | | | |
| 就労定着支援 | 人 /年 | 見込 | 1 | 2 | 2 | 5 | 5 | 6 |
| | | 実績 | 2 | 6 | 5 | | | |
| 就労選択支援 | 人 /年 | 見込 | | | | | 1 | 2 |
| | | 実績 | | | | | | |

※1)実績値は年度末時点だが、令和5年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

既存の各事業者との密接な連携を図るとともに、新規事業者の参入を促進していきます。障がい者やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、地域生活への移行の促進に努めるとともに、共同生活援助(グループホーム)の充実を目指します。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内容 |
|---------------------|---|
| 施設入所支援 | 施設に入所する人を対象に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものです。 |
| 自立生活援助 | 施設入所支援や共同生活援助等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整をとりながら適切な支援を行うものです。 |

【サービスの利用実績及び見込量】

| サービス名 | 単位 | 第6期障がい福祉計画 | | | 第7期障がい福祉計画 | | | |
|---------------------|---------|------------|-------|-------|------------|-------|-------|----|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 施設入所支援 | 人 /年 | 見込 | 19 | 18 | 17 | 22 | 21 | 20 |
| | | 実績 | 19 | 22 | 21 | | | |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 人 /年 | 見込 | 10 | 11 | 11 | 13 | 14 | 14 |
| | | 実績 | 14 | 15 | 13 | | | |
| 自立生活援助 | 人 /年 | 見込 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | |
| うち精神障がい者の 利用 | 人 /年 | 見込 | | | | 0 | 0 | 0 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | |

※1)実績値は年度末時点だが、令和5年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

施設入所支援については、今後も、現在入所している方々が円滑に地域生活へ移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がい者の状況を勘案し支援します。

共同生活援助(グループホーム)については、グループホームの整備が促進されるよう関係機関に働きかけます。また、精神障がい者のグループホームについて、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。

自立生活援助については、今後、サービス提供体制の確保についての検討、事業所等との調整を行ったのち、利用者数の見込を行う予定です。

(4) 相談支援

地域社会で共生できる生活を支援する点からも、サービス利用計画や施設から地域生活への移行に関することなどの不安や心配を解消するため、相談支援を行うことが重要になってきます。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内容 |
|--------|--|
| 計画相談支援 | 障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、支援決定時等にサービス等利用計画を作成し、支援決定後はサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し(モニタリング)を行うものです。 |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院等に入院している精神障がい者に対し、住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への支援等、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。 |
| 地域定着支援 | 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談や緊急訪問、緊急対応等を行うものです。 |

【サービスの利用実績及び見込量】

| サービス名 | 単位 | 第6期障がい福祉計画 | | | 第7期障がい福祉計画 | | | |
|-------------|-----|------------|-------|-------|------------|-------|-------|-----|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 計画相談支援 | 人／年 | 見込 | 130 | 133 | 136 | 180 | 185 | 190 |
| | | 実績 | 167 | 175 | 186 | | | |
| 地域移行支援 | 人／年 | 見込 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | |
| うち精神障がい者の利用 | 人／年 | 見込 | | | | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 地域定着支援 | 人／年 | 見込 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | |
| うち精神障がい者の利用 | 人／年 | 見込 | | | | 0 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | |

※1)実績値は年度末時点だが、令和5年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

既存の各事業者との密接な連携を図るとともに、新規事業者の参入を促進していきます。障がい者やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。

5 地域生活支援事業の利用実績及び見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活事業には、必ず実施しなければならない必須事業と市町村の判断で実施することができる任意事業があります。

(1) 必須事業

【サービスの概要】

| サービス名 | 内容 |
|----------------|--|
| 理解促進研修・啓発事業 | 障がいのある人などへの理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生生活の実現を図るものです。 |
| 自発的活動支援事業 | 障がいのある人、その家族、地域住民による地域における自発的取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。 |
| 相談支援事業 | 障がいのある人、障がいを持つ人の保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行うものです。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 知的障がいのある人または精神障がいのある人について、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とするものです。 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における後見人等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。 |
| 意思疎通支援事業 | 意思疎通を図ることに障害がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する職員の派遣等を行うものです。 |
| 日常生活用具給付等事業 | 障がいのある人について、自立生活支援用具等の日常生活を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするものです。 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常生活程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。 |
| 移動支援事業 | 外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活支援及び社会参加を促すことを目的とするものです。 |
| 地域活動支援センター事業 | 障がいのある人等が通所をし、創作的活動、生産活動及び相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図ることを目的とするものです。 |

【サービスの利用実績及び見込量】

| サービス名 | | 単位 | | 第6期障がい福祉計画 | | | 第7期障がい福祉計画 | | |
|----------------|-------------------|-------|----|------------|-------|-------|------------|-------|-------|
| | | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 | / | / | / | |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 | / | / | / | |
| 相談支援事業 | 障がい者相談支援事業 | 箇所 | 見込 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | | | 実績 | 7 | 7 | 7 | / | / | / |
| | 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 設置の有無 | 見込 | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 |
| | | | 実績 | 無 | 無 | 無 | / | / | / |
| 成年後見制度利用支援事業 | 人/年 | 見込 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 | / | / | / | |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| | | 実績 | 無 | 無 | 無 | / | / | / | |
| 意思疎通支援事業 | 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 件/年 | 見込 | 10 | 12 | 14 | 5 | 5 | 6 |
| | | | 実績 | 8 | 6 | 5 | / | / | / |
| | 手話通訳者設置事業 | 人/年 | 見込 | 7 | 9 | 11 | 8 | 9 | 10 |
| | | | 実績 | 10 | 11 | 8 | / | / | / |
| 日常生活用具給付等事業 | 介護・訓練支援用具 | 件/年 | 見込 | 3 | 3 | 3 | 1 | 2 | 3 |
| | | | 実績 | 0 | 0 | 0 | / | / | / |
| | 自立生活支援用具 | 件/年 | 見込 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | | 実績 | 3 | 2 | 1 | / | / | / |
| | 在宅療養等支援用具 | 件/年 | 見込 | 4 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| | | | 実績 | 4 | 2 | 3 | / | / | / |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 見込 | 5 | 5 | 5 | 2 | 1 | 1 |
| | | | 実績 | 3 | 1 | 3 | / | / | / |
| | 排泄管理支援用具 | 件/年 | 見込 | 500 | 510 | 520 | 620 | 630 | 640 |
| | | | 実績 | 568 | 614 | 620 | / | / | / |
| | 住宅改修費 | 件/年 | 見込 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 実績 | 0 | 0 | 0 | / | / | / |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 人/年 | 見込 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| | | 実績 | 1 | 5 | 0 | / | / | / | |

【サービスの利用実績及び見込量】

| サービス名 | 単位 | | 第6期障がい福祉計画 | | | 第7期障がい福祉計画 | | |
|-------------------------|----------|----|------------|-------|-------|------------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 移動支援事業 (①個別支援型) | 時間 /年 | 見込 | 1,800 | 2,000 | 2,200 | 1,800 | 2,000 | 2,200 |
| | | 実績 | 1,973 | 1,770 | 1,700 | | | |
| | 人 /年 | 見込 | 18 | 20 | 22 | 20 | 21 | 22 |
| | | 実績 | 22 | 22 | 20 | | | |
| 移動支援事業 (②車両輸送型) | 時間 /年 | 見込 | 280 | 280 | 280 | 135 | 140 | 145 |
| | | 実績 | 126 | 115 | 130 | | | |
| | 人 /年 | 見込 | 5 | 5 | 5 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績 | 3 | 4 | 3 | | | |
| 地域活動支援センター 事業(他市町村分) | 箇所 | 見込 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | 人 /年 | 見込 | 2 | 3 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| | | 実績 | 4 | 5 | 4 | | | |

※1)実績値は年度末時点だが、令和5年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

<理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業>

町広報誌への障がい者向けパソコン教室等の情報を掲載します。また、民生委員児童委員協議会において障がいに関する勉強会を行います。また、乳児検診において親からの相談に応じる中で発達検査等を紹介し、早期発見や理解の促進につなげていきます。その他、板野郡自立支援協議会において、障がい者への理解を深める取り組みについて検討し実施していきます。

<相談支援事業>

広報の充実・障がい者への理解促進を図り、現在委託している事業所へ気軽に相談できる体制作りをすすめます。

<成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業>

制度の普及・啓発、裁判所など関係機関との連携、人材育成をすすめ、支援を必要とする人が必要なときに利用できるよう努めます。

<意思疎通支援事業>

事業の広報に努め、支援を必要とする人が必要なときに利用できるよう努めます。

<日常生活用具給付等事業>

事業の広報に努め、支援を必要とする人が必要なときに利用できるよう努めます。

<手話奉仕員養成研修事業>

事業の広報に努め、受講者の増加を図ります。

<移動支援事業>

事業の目的に沿って、障がいを持つ方が地域での生活支援や社会参加がしやすいように努めます。

<地域活動支援センター機能強化事業>

センターの活動内容などの広報に努め、利用者の増加を図ります。

(2) 任意事業

市町村の判断により、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる事業です

【サービスの概要】

| サービス名 | 内容 |
|----------------|--|
| 福祉ホーム運営 | 住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うものです。 |
| 訪問入浴サービス | 身体障がい者の居宅への訪問により、入浴サービスを提供するものです。 |
| 日中一時支援 | 障がい者等の日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援や一時的な休息を目的とするものです。 |
| 点字・声の広報等発行 | 点訳、音声訳等により障がい者にわかりやすい方法で、広報や必要な生活情報などを定期的または随時提供するものです。 |
| 奉仕員養成研修 | 点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修します。修了者は、本人の同意の上登録を行うものです。 |
| 自動車運転免許取得・改造助成 | 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。 |
| 障がい者虐待防止対策支援 | 障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため関係機関との支援体制の強化や協力体制の整備を図るものです。 |

【サービスの利用実績及び見込量】

| サービス名 | 単位 | | 第6期障がい福祉計画 | | | 第7期障がい福祉計画 | | |
|----------------|-------|----|------------|-------|-------|------------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 福祉ホーム運営 | 実施の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 | | | |
| 訪問入浴サービス | 実施の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 無 | 有 | 無 | | | |
| 日中一時支援 | 実施の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 | | | |
| 点字・声の広報等発行 | 実施の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 | | | |
| 奉仕員養成研修 | 実施の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 | | | |
| 自動車運転免許取得・改造助成 | 実施の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 無 | 有 | 有 | | | |
| 障がい者虐待防止対策支援 | 実施の有無 | 見込 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 | | | |

※1)実績値は年度末時点だが、令和5年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

上記の事業については、本町が取り組んでいる任意事業のメニューです。その他にも種類はありますが、本町の実態などに即し必要に応じて検討していきます。

第5章

第3期北島町障がい児福祉計画



1 計画見直しのポイント

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」であり、平成28年6月の児童福祉法の改正に伴い、平成30年度から新たに策定が義務付けられました。

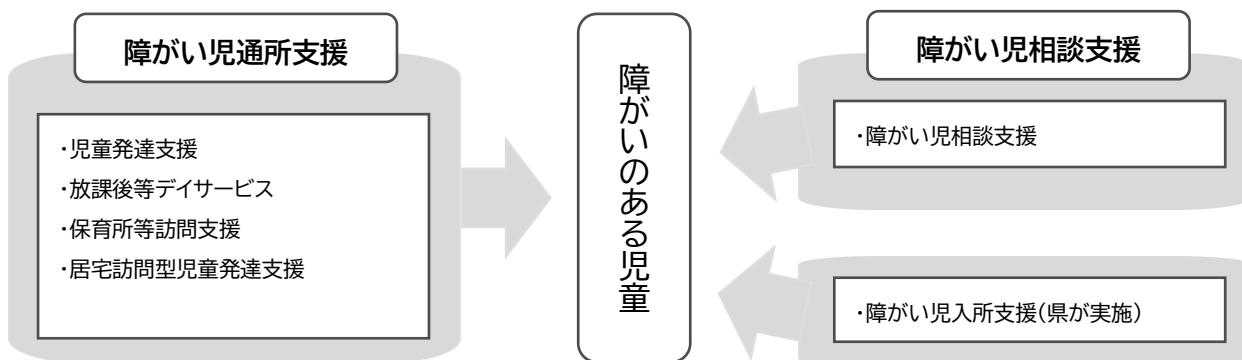
本計画では、第2期北島町障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)に係る年度ごとのサービス見込量の計画と実績の差異も踏まえ、内容の見直しとサービス見込量等を定めています。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第6項及び障害者総合支援法第88条第6項の規定で障がい福祉計画と一体に策定することができる計画とされていることから、第7期障がい福祉計画と一体的に策定するものとします。

2 児童福祉法によるサービス体系

児童福祉法で規定されるサービス体系は、市町村が実施主体となる「障がい児通所支援」と「障がい児相談支援」、都道府県が実施主体となる「障がい児入所支援」に大別されます。

本計画では、市町村が実施主体である「障がい児通所支援」と「障がい児相談支援」について記載します。



3 令和8年度の数値目標（成果目標）

（1）児童発達支援センターの整備

【第3期計画の目標】

国の基本指針

・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|------------------------|-----|----------------|
| 町内における児童発達支援センターの設置か所数 | 1か所 | 令和8年度末時点の整備か所数 |

【本町における方針】

令和4年度末時点で、板野郡内には2か所の児童発達支援センターが整備されていますが、本町内の整備数は0か所となっているため、令和8年度末までに1か所の児童発達支援センターを整備することを目標とします。

（2）保育所等訪問支援事業所の整備

【第3期計画の目標】

国の基本指針

・障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|-----------------------|-----|----------------|
| 町内における保育所等訪問支援事業所の整備数 | 2か所 | 令和8年度末までの整備か所数 |

【本町における方針】

令和4年度末時点で、板野郡内に4か所の保育所等訪問支援事業所が整備されていますが、本町内の整備数は0か所となっています。令和5年10月現在、1か所の整備が完了したため、ニーズや実情に合わせて令和8年度末までに2か所の保育所等訪問支援事業所を整備することを目標とします。

(3) 重症心身障がい児を支援する事業所の整備

【第3期計画の目標】

国の基本指針

・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備:各市町村または各圏域に1か所以上確保

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|---|-----|----------------|
| 町内における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備数 | 1か所 | 令和8年度末までの整備か所数 |

【本町における方針】

令和4年度末時点で、板野郡内に2か所整備されていますが、本町内の整備数は0か所となっているため、令和8年度末までに1か所の重症心身障がい児の支援が可能な事業所を整備することを目標とします。

(4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置

【第3期計画の目標】

国の基本指針

・令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

| 項目 | 目標値 | 考え方 |
|------------------------|-----|----------------|
| 関係機関の協議の場の数 | 1か所 | 令和8年度末までの整備か所数 |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 10人 | 令和8年度末までの配置人数 |

【本町における方針】

協議の場としては、すでに板野郡自立支援協議会に児童部会を設置し、協議の場を設けています。今後も勉強会等の開催を予定しており、引き続き協議を重ね、支援体制の充実・強化に努めます。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、令和4年度末時点で7人となっています。今後、関係機関と連携しながら、令和8年度までに板野郡で共同設置予定の地域生活支援拠点において、10人配置することを目標に検討していきます。

4 障がい児支援サービス等の利用実績及び見込量

(1) 障がい児通所支援

障がい児支援を行うにあたっては障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう努めます。

【サービスの概要】

| サービス名 | 内容 |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要が認められる未就学の児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。 |
| 放課後等デイサービス | 授業の終了後または学校休業日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うものです。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行うものです。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障がい児等で障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作や技能を得るための支援を行うものです。 |

【サービスの利用実績及び見込量】

| サービス名 | 単位 | 第2期障がい児福祉計画 | | | 第3期障がい児福祉計画 | | | |
|------------|-----|-------------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 児童発達支援 | 人/日 | 見込 | 5,760 | 5,976 | 6,192 | 7,000 | 7,100 | 7,200 |
| | | 実績 | 6,876 | 6,828 | 7,000 | | | |
| | 人/年 | 見込 | 80 | 83 | 86 | 95 | 98 | 100 |
| | | 実績 | 90 | 94 | 71 | | | |
| 放課後等デイサービス | 人/日 | 見込 | 9,720 | 10,044 | 10,368 | 17,211 | 18,491 | 19,914 |
| | | 実績 | 11,208 | 12,900 | 15,996 | | | |
| | 人/年 | 見込 | 90 | 93 | 96 | 115 | 120 | 125 |
| | | 実績 | 95 | 98 | 112 | | | |

【サービスの利用実績及び見込量】

| サービス名 | 単位 | | 第2期障がい児福祉計画 | | | 第3期障がい児福祉計画 | | |
|-------------|--------------|----|-------------|-------|-------|-------------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 保育所等訪問支援 | 人 日 /年 | 見込 | 75 | 80 | 85 | 130 | 135 | 140 |
| | | 実績 | 72 | 96 | 130 | | | |
| | 人 /年 | 見込 | 15 | 16 | 17 | 15 | 16 | 17 |
| | | 実績 | 23 | 20 | 15 | | | |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人 日 /年 | 見込 | 0 | 120 | 120 | 0 | 120 | 120 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 人 /年 | 見込 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | |

※1)実績値は年度末時点だが、令和5年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

既存の各事業者との密接な連携を図るとともに、新規事業者の参入を促進していきます。また、障がい児やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。

また、児童発達支援事業所での療育支援や保育所や幼稚園・学校等とも連携しながら、就学前の相談・療育体制を構築していきます。

(2) 障がい児相談支援

【サービスの概要】

| サービス名 | 内容 |
|----------|--|
| 障がい児相談支援 | 障がい児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス利用計画を作成するものです。 |

【サービスの利用実績及び見込量】

| | 単位 | | 第2期障がい児福祉計画 | | | 第3期障がい児福祉計画 | | |
|----------|---------|----|-------------|-------|-------|-------------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 障がい児相談支援 | 人 /年 | 見込 | 140 | 145 | 150 | 220 | 235 | 250 |
| | | 実績 | 179 | 191 | 212 | | | |

※1)実績値は年度末時点だが、令和5年度は見込値を掲載。

【サービスの見込量確保のための方策】

既存の各事業者との密接な連携を図るとともに、新規事業者の参入を促進していきます。障がい児やその家族等に向けた事業者情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。

第6章

計画の推進



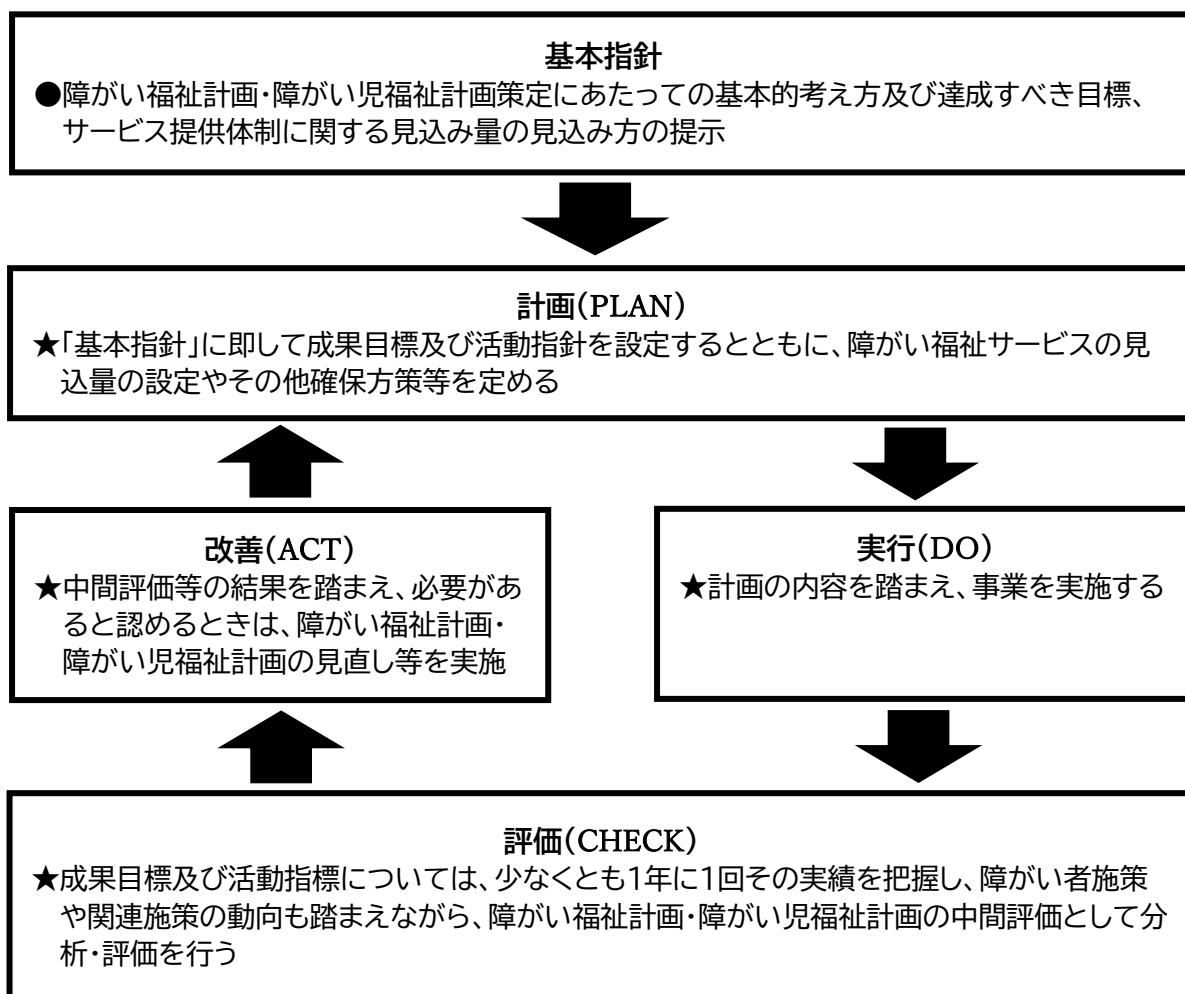
1 計画の進捗状況の管理・評価

本計画を推進していくために、具体的な地域課題の解決等については「自立支援協議会」において検討していくとともに、関係機関や近隣自治体との連携及び、国・県に対しては制度の充実等を求めていきます。

より実情にあったサービス提供体制を整備するため、年度ごとにサービスの供給量や地域生活への移行、一般就労への移行の達成状況について点検、評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること(PDCAサイクル)とされています。

■障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



2 サービスを利用しやすい環境づくり

(1) 障がい福祉サービス等についての情報提供

障がい者が情報を得るためには、点字や音声訳等の手段が必要となります。

保健・医療・福祉の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がい者が生活していく上で必要な様々な情報を容易に入手できるよう、個々の障がいの状態に応じた効果的な情報提供に努めます。

本町においては、各種手帳交付時に、徳島県が障がい福祉施策や制度の概要および各種相談窓口についてまとめた『障がい者(児)福祉のしおり』の配布を徹底します。また、自立支援協議会等の協議の場を活用し、分かり易くタイムリーな情報提供について検討していきます。

(2) 専門的人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくために、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健・福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする専門的技術を持つ人材の確保を進めます。

(3) 障がい者を支える相談支援ネットワークの構築・充実

障がい者が地域での生活を継続していくためには、地域で障がい者を支える相談支援ネットワークの構築・充実が必要です。

このため、個別支援会議を通じて地域で問題になっていることについて、「板野郡自立支援協議会」が中心となり、各分野を超えたネットワークを構築し、検討して内容を深めていきます。さらに定期的に開かれる協議会において課題を継続的に協議し、必要に応じて県と連携をとることにより、個々に応じた相談支援を継続的にできる仕組みの構築に努めます。

(4) 財源の確保

本計画を推進するため、財源の確保について努力するとともに、国、県に対し各種の補助制度の拡充等、財政的支援について要望します。

3 関係機関・団体との連携

本計画の円滑な推進をするためには、行政内部だけでなく、町民や地元の民間企業・事業所等の理解や協力と障がいのある人自身の積極的な参加が必要です。

また、障がいのある人の地域における自立した生活を支援していくためには、地域自立支援協議会を中心とした関係機関・団体との連携が必要不可欠となります。

(1) 町民や関係団体との連携

本計画を推進し、法律の目的である「障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことが出来る地域社会の実現」のためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体・機関との協力が不可欠です。それら関係団体等と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

(2) 国、県、近隣自治体との連携

障がい者施策の多くは国や県の補助事業であり、本計画を推進するためには、国や県との連携が不可欠です。

国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

板野郡自立支援協議会をはじめ近隣の自治体や、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。



1 北島町障がい者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項に規定する障がい児福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、北島町障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、障がい福祉施策に関し見識を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を統括し、委員会の代表とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係ある者の出席を求め、その説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず町長が召集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

2 北島町障がい者計画等策定委員会名簿

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|---------|---------------------------------------|------|
| 齊見 智恵 | 徳島県東部保健福祉局（徳島庁舎） 地域福祉・こども家庭支援担当 課長 | |
| 三ツ川 恵美子 | 徳島県東部保健福祉局（徳島保健所） こころの健康担当 課長補佐 | |
| 武山 光憲 | 北島町議会 議長 | |
| 佐々木 紀子 | 北島町議会 文教厚生常任委員会 委員長 | |
| 新居 英昭 | 北島町医師会長 | 委員長 |
| 齋藤 勝 | 北島町民生委員児童委員協議会長 | 副委員長 |
| 森本 明 | 北島町社会福祉協議会事務局長 | |
| 米谷 昇 | 北島町身体障害者連合会 会長 | |
| 北島 壽子 | 北島町手をつなぐ育成会 会長 | |
| 大西 克和 | 愛育会地域生活総合支援センター 所長 | |
| 矢野 美香 | 吉野川育成園施設長 | |
| 楠 綾 | 障がい者生活支援センター凌雲 管理者 | |
| 中川 美幸 | 児童発達支援センターねむのき 園長 | |
| 久米川 晃子 | 地域活動支援センター ことじ 福祉施設部長 | |
| 小橋 亮介 | 相談支援事業所ライフ 所長 | |
| 藤本 宏 | 北島町 副町長 | |
| 井住 孝士 | 北島町 健康保険課長 | |
| 粟田 洋美 | 北島町 教育委員会事務局長 | |
| 朝野 真紀 | 北島町 子育て支援課長 | |

※順不同

3 策定経過

| 年月日 | 実施事項 | 備考 |
|-------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 令和5年 2月24日 ～ 3月17日 | ・障害者手帳所持者調査 ・障がい児保護者調査 ・事業所調査 | |
| 令和5年 7月20日 | 第1回北島町障がい者計画等 策定委員会 | ・計画骨子案について ・調査結果の報告 |
| 令和5年 7月21日 ～ 8月4日 | ・事業所調査【追加】 | ※第1回会議にて、学校や事業所への追加 調査のご意見があったため実施 |
| 令和5年 9月28日 | 第2回北島町障がい者計画等 策定委員会 | ・障がい者基本計画素案について |
| 令和5年 11月16日 | 第3回北島町障がい者計画等 策定委員会 | ・障がい者基本計画パブコメ案 ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画素案 |
| 令和5年 12月13日 ～ 12月27日 | パブリックコメント | |
| 令和6年 1月18日 | 第4回北島町障がい者計画等 策定委員会 | ・計画の承認 |

第7期北島町障がい福祉計画

第3期北島町障がい児福祉計画

～笑顔でささえあい・きたしま～

発行日 令和6年 3月

発行 北島町 社会福祉課

〒771-0285

徳島県板野郡北島町中村字上地 23 番地 1

電話 088-698-9802

F A X 088-698-8494
